

平成25年第9回教育委員会定例会日程

日 時 平成25年9月24日(火) 午後1時30分
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 第2会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

4 議 案

議案第45号 準要保護児童の認定について

議案第46号 区域外就学について

5 協議事項

(1) 北栄町スポーツ表彰に関する要綱の改正について資料1

(2) 保護者と教育委員の意見交換会について資料2

(3) 北条小学校遠距離通学における「自動車通学」の方法について
.資料3

6 報 告

・平成25年9月第5回北栄町議会定例会の一般質問等について
.資料4

・平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について資料5

・平成25年度教育委員県外先進事例視察研修について資料6

7 その他

・次回教育委員会 定例会 10月29日(火) 午後1時30分から

8 閉 会

第 5 回 教育 連絡 会

平成 25 年 8 月 27 日

【確認事項】

- ①体罰を伴わない指導方法の徹底
- ②いじめの解決

- 1 こども園オープンデーを見学して
 - ・「支援センターオープンデー」と銘打ってあるが
 - ・実際は、こども園のオープンデーである
 - ・支援センター利用者や未就園児の家庭が、こども園を体験するためのオープンデーと位置づけるならば
 - ・「名は体を表す」とも言うので、名称を変更したが良いと思った
 - ・また、園合同で、年度当初に案内チラシでも配布し、その都度また案内をするなど、周知方法も工夫が必要か？
- 2 ネット社会の落とし穴について
 - ・広島県呉市での殺人事件を知って、県内出身者が関与していたことに驚いた
 - ・ネットで結びついた青少年たちだと知って、また驚いた
 - ・情報化の時代だから、その操作については学校教育の中で教える必要がある（特に、地方においてはなお更のことだとも考える）
 - ・片方で、その落とし穴や情報の判断・活用能力等について、きちんと指導する必要性を痛感した
 - ・年間指導計画の中に位置づけて指導しているのか、日々の学習の中で繰り返し指導しているのか、実態はどうなのか？
 - ・通信機器を買い与える親世代への啓発も、機会を設ける必要があると考える
今年中に、設定できないものか？
- 3 夏季休業中の研修成果の還元について
 - ・研修で得た内容のエキスを同僚にお裾分けする
 - ・お裾分けすることにより、己の得たエキスも昇華できる
 - ・学び合う、切磋琢磨できる保育士・教師集団となっていく
 - ・活動・指導に活用することにより、子ども達に還元することにもなる
- 4 2学期への準備について
 - ・1学期の振り返りがなされ、方向性が話し合われている
 - ・2学期が始まるまでに、具体的な取り組み方を話し合う機会が設けられたと思う
 - ・具体的な取り組み方を明確にすることで、共同実践が出来る
 - ・共同実践の積み上げで、実証が出来る（データとして累積できる）
- 5 読書のあり方について
 - ・良い本と出会わせたいということは、大人誰もの願いであろう
 - ・大人の主義主張が入り込むと、なかなか困難な問題となるであろう
 - ・長い歴史の中で、読み続けられてきた本が、良い本といえるであろうが・・・
 - ・様々な本の中から、「選んで読む」子ども達を育てたいものである
 - ・子どもたちが、本を読んでいく中で、体験や知識を生かして判断できるようにしたい
 - ・生涯を通して、新聞や本を読み続ける人になって欲しい
- 6 その他
 - ・学校支援ネットワークへの着目
 - ・親と子どもの責任にするなら担任いらんやろ！

9月行政報告

＝教育総務課＝

1 第8回定例教育委員会の開催について

8月28日、第8回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、3議案は原案どおり承認されました。

協議では、教育委員会制度改革について、関係方面へ意見具申するための町教育委員会としての意見について集約しました。

○議事

- ・北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱の制定
- ・北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会委員の委嘱について
- ・北栄町子ども・子育て支援会議条例の制定に関する意見を求めることについて

2 大栄中学校・北条中学校運動会について

9月7日に大栄中学校、8日予定の北条中学校は、当日が荒天のため翌日の9日に運動会が開催されました。両校ともに、工夫を凝らしたプログラムでクラス・全学年一丸となり取り組んでいました。

《今後の予定》

- ・9月28日（土） 由良こども園運動会
- ・10月 3日（木） 大栄小学校学習発表会
- ・10月 5日（土） 大誠こども園運動会
- ・10月11日（金） 同日公開参観日（幼・保・小・中）

【その他特徴的な事項】

※平成25年度課題と目標から

1 児童生徒の学力向上といじめの未然防止・早期発見・解決の取り組み

■いじめサミットについて

8月21日～22日の児童交流の結果を持って各校で情報発信するなど取り組む。

（大栄小学校：9月4日、北条小学校：9月18日に全校で情報共有）

■北栄町教育力向上事業「自治会等地域での学習活動支援事業」

国坂自治会、大島自治会、下種自治会、西高尾生徒会で取り組みがなされた。

■サマースクール

7月24日から10日間、町内児童を対象に地域の方（教員経験者・大学生）に講師・指導者として関わっていただき夏休みにおける学習習慣の持続や学習意欲の向上及び

地域の方とのふれあい目的として実施。

■全国学力・学習状況調査

8月28日に結果が教育委員会並びに各校へ公表され、各校では学校だより等で保護者へ周知。また、結果を踏まえ分析、今後の方策を検討。

2 児童生徒が豊かに育ち、学べる学校教育環境づくりの取り組み

■学校運営における教職員等の人的配置の充実

県費負担職員以外の町負担職員の配置・・・実施

運動部部活外部指導者の配置・・・・・・・・・・実施

■学校施設整備状況

大栄小教室等手洗い場塗装補修（終了）

大栄中・北条中机椅子購入（終了）

大栄中・北条中体育館ライン塗り直し（終了）

北条小・中カーテン等修繕工事（終了）

大栄中ロッカー修繕工事（終了）

大栄中・教室黒板更新工事（終了）

※ 予定の学校関連設備整備は9月で終了予定（中学校給湯器除く）

※ 修繕的工事は集中的に夏休みに実施

■学校施設定期点検・・・・・・・・・・毎月最終金曜日実施

3 就学前保育教育の充実

■保育士・幼稚園教諭の資質向上

・保育部保育士、幼稚部教諭園外研修の実施

・第4回保育所副所長・子ども園部長研修：9月11日

・町幼研公開保育の実施

4 子育て支援の充実

■特別な支援を必要とする子への対応

発達障害支援：発達障害を持つ子どもの保護者支援策（相談ネットワークなど）の検討などを行うため、8月1、2日湖南省市への発達支援視察を行い、町のシステムづくりの検討を関係課で検討中。

■子育て支援施策

現行の次世代育成支援対策地域行動計画（スマイルプラン2）から、平成27年より施行の「子ども子育て支援新制度」に移行するため、9月議会に「北栄町子ども・子育て支援会議条例」を上程、可決された。今後組織の立ち上げ、ニーズ調査、実施計画の策定を行う。

5 安全・安心な学校給食の提供

■学校給食センター調理部門の業者委託について

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会を開催し、募集要項等を決定。9月下旬より公募（公募型プロポーザル）を開始し、10月末に受託業者を決定する予定。

9 月 行 政 報 告

＝生涯学習課＝

1 北栄町・湖南省の子ども交流活動事業について

8月25・26日に、子ども交流活動事業で湖南省より、子ども13人、リーダー（高校生・大学生）7人、スタッフ（ロータリークラブ・職員）15人の合計35人が来町されました。

初日は、砂丘まつり会場にて、北栄町の子ども11人、職員5人で出迎え、フォトスタンドづくりやイベント参加などで交流を深めました。「コナンこども交流絆の誓い宣言書」に代表の子どもたちが署名し、今後も友好都市として交流が促進するよう確認しました。

2 北栄町コーラスフェスティバル準備会について

8月30日、第3回北栄町コーラスフェスティバル準備会を開催しました。開催日を11月10日（日）に決定し、ポスター・チラシの図柄、スケジュールなどの確認を行いました。

3 町民運動会自治会体育部長説明会について

8月31日、北条農村環境改善センターで町民運動会自治会体育部長説明会を開催しました。9月29日（日）の開催に向けて、種目、会場などについて説明を行いました。24自治会、28人の参加がありました。

4 人権を学ぶ会について

9月5日より自治会による人権を学ぶ会が始まりました。今後すべての自治会が11月までに開催を予定しています。それぞれの人権が尊重されることで安心して暮らすことができるまちづくりの実現に向けて自治会、人権教育推進指導員、行政がともに取り組みを進めます。併せて、町の「人権を尊重するまちづくり推進計画」について周知説明します。

5 高校生マナーアップさわやか運動について

9月10日～13日、JR由良駅・下北条駅において、高校生マナーアップさわやか運動として青少年育成推進指導員、民生児童委員、更生保護女性会、婦人会、鉄道OB、鳥取中央育英高教員及び保護者等が、あいさつ・声掛け運動を行いました。

6 第2回北栄てくてくウォーキングについて

9月15日、「歩いて見て飲んでわくわくウォーク」を実施し、町内外より25名が参加しました。生憎の雨でしたが、北条ワインの由来を聞いたり、試飲をするなど、

楽しみながら元気に歩きました。

今回は、10月20日に「幕末の郷土探訪ウォーキング（由良台場築造150年連携事業）」を実施する予定です。

7 第67回中部地区駅伝競走大会について

9月15日、第67回中部地区駅伝競走大会が開催されました。

琴浦町赤碓をスタート、北栄町、湯梨浜町、三朝町を經由し倉吉市中部総合事務所横をゴールとする中部一円8区間、48.12kmで行われ、北栄町Aチームは2位でした。大会には、市町の部に10チーム、一般の部に4チーム、高校の部に4チームの計18チームが参加しました。北栄町は、市町の部に4チームを編成し参加し、それぞれが健闘しました。

8 今後の行事について

- (1) 北栄町町民運動会
期日：9月29日（日）
- (2) 由良台場築造150年事業
期日：10月5日（土）～
- (3) 北栄町図書館開館20周年事業
期日：10月26日（土）～11月3日（日）（メイン期間）

【特徴的な事項】

- ・由良台場築造150年事業（別紙参照）
- ・北栄町図書館開館20周年事業（別紙参照）
- ・人権尊重まちづくり推進大会



由良台場は今年築造150年なんです!

由良台場は幕末の文久3~4年(1863~4)、外国船侵入を防ぐために作られた鳥取藩初の砲台です。



きれいな形だね。
なぜこの形なんだろう?
こんなにきれいなのは、
あまりないよね。



ど~ん!

おおきな大砲!
どこにおいてあったのかな?
どこで作ったんだろう?



え?
反射炉?

幕末期、外国船が日本沿岸に現れるようになり、東西に長い海岸線をもつ鳥取藩も対策に追われるようになりました

鳥取藩は藩内各地に台場(大砲の設置場所)を築造して外国船に備えることとし、由良のほか、浦富(岩美町)・浜坂・賀露(いすれも鳥取市)・橋津(湯梨浜町)・赤碕(琴浦町)・淀江(米子市)・境(境港市)にそれぞれ設置され、海の監視・守備にあたりました。

この由良台場を作るにあたっては武士・農民・庄屋など、周辺の多くの人々の力が結集され、そして人々の運命をも変えていくこととなります。

由良台場とそれに関わった人たちに

思いをはせてみませんか?

見たい、聞きたい、150年目の由良台場。

いろんなこと、はじめますよ~!

(詳しくは裏面を!)

凸お台場をもっと知ってみませんか？

郷土史入門講座

「由良台場築造150年 一鳥取藩32万石と海の守り一」

講師 大嶋陽一さん（鳥取県立博物館主任学芸員）

10月5日（土）13：30～15：30

北栄町図書館（由良宿）2階研修室

（大嶋陽一さん：東京学芸大学大学院修士課程修了後、倉吉博物館を経て、2005年から現職。専門は鳥取藩32万石の歴史、江戸幕府と藩の外交史。）

由良台場築造当時の状況など、わかりやすく解説！

凸お台場ゆかりの史跡を訪ねます！

北栄町てくてくウオーク（北栄町歴史探訪ウオーク）

10月20日（日）8：00 由良台場跡 集合

由良台場～由良藩倉跡～六尾反射炉跡～武信潤太郎邸跡～大栄健康増進センター（休憩）

～（米子往来）～青山剛昌ふるさと館～由良台場（予定：約8km）

由良台場などの幕末の史跡を訪ねつつ、ゆっくり歩いてみましょう。（解説付き）

凸あなたの感性で由良台場を撮してください！

由良台場フォトコンテスト開催！

由良台場をモチーフにした写真でご応募ください。

詳細は後日発表します！

（未発表の作品で撮影時期は問いません。）

・「うちの家にはお台場で撮ったこんな古い写真もあるよ！」という写真も大募集！

凸もっともっと由良台場！

北栄町図書館（今年開館20周年を迎えます！）では、10月・3月に郷土史入門講座とあわせて『郷土を知る』展示を用意しています。ぜひ、ご来館ください！

駆け抜けるだけじゃ面白くない！

国道9号線のまわりには台場のほかにもお楽しみが一杯！

今年、道の駅「大栄」「北条公園」登録 **20** 周年！！

北栄町の北端を貫く国道9号線のまわりには由良台場だけではなく、美しい日本海や風力発電所など見どころが一杯。

その中でも美味しいお食事と新鮮な野菜と果物で評判の道の駅「大栄」「北条公園」

が今年で登録**20**周年になります。

20周年、ありがとうございます！

これからも道の駅「大栄」「北条公園」をよろしく！

20周年に感謝！

プレゼントクイズキャンペーン！！

クイズに答えて特産品をあてよう！

期間 10月 **20** 日（日）

～11月 **20** 日（水）

10月**20**日のてくてくウオークでも応募券配布！

（詳しくは来月の町報等でお知らせします。）

問い合わせ先：北栄町教育委員会 生涯学習課 電話 0858-37-5871

北栄町図書館 電話 0858-37-5515

北栄町役場 政策企画課 電話 0858-37-5864

北栄町図書館 開館20周年

1993年 誕生

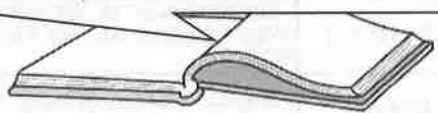
北栄町図書館は今年、開館20周年を迎えました。
これを記念し、様々な事業を行います。是非この機会に

コンサート

★生のコンサートを、
いっしょに楽しみましょう♪

10月31日(木)・童謡唱歌を歌う

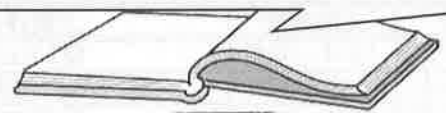
12月20日(金)・クリスマスコンサート



オープニングセレモニーに合わせて 世界ミステリー文庫の開設

10月26日(土)

「名探偵コナンシリーズ」でおなじみの郷土出身のマンガ家・青山剛昌さんがおすすめするミステリー小説を収集し、世界ミステリー文庫を開設します。



20歳のみなさん へのプレゼント

今年成人式を迎える図書館と同年の20歳のみなさんへ、誕生した日の新聞や主なできごと、ベストセラーなどのコピーをプレゼントしま

10月26日(土)より受付いたします。

図書館まつり

10月26日(土)～11月3日(日)

オープニング セレモニー

10月26日(土) 10:30～

★子ども向けイベント

読みきかせ など

★音読教室

★シネマ上映

★ブックリサイクル

★おすすめの本の展示

★特別講座

◆場所: 図書館2階 研修室 ◆時間: 13:30～16:00

- <10月26日(土)>
 - ・源氏物語講座 『源氏物語はこんなに面白い!』
- <10月27日(日)>
 - ・「福本和夫を識る」講座
『福本和夫(北栄町出身)が生きた時代』
- <11月2日(土)>
 - ・郷土史入門特別講座
『太古-とっとりは広葉樹の森だった-』
- <11月3日(日)>

◎詳しい日程・内容は裏面をご覧ください。

図書館まつり 特別講座

◆時間：13:30~16:00

◆場所：図書館2階 研修室

10月26日(土)	10月27日(日)	11月2日(土)	11月3日(日)
源氏物語特別講座 『源氏物語はこんなに面白い!』	「福本和夫を識る」講座 『福本和夫(北栄町出身)が 生きた時代』	郷土史入門特別講座 『太古-とっとりは 広葉樹の森だった-』	現代課題講座 『PS細胞は 何ができるか』
講師  林 望 (国文学者)	講師  藤田正勝 (京都大学文学研究科教授)	講師  佐野淳之 (鳥取大学農学部教授)	講師  平塚正治 (鳥取大学医学部助教)

郷土史入門

◆時間：13:30~15:30 (第4回のみ16:00まで)

◆場所：図書館2階 研修室

回	日程	講師	演題	内容
第1回	9月21日(土)	川島美生子 (風土記を訪ねる会代表)	「古社、神話から伯耆の古代を語る」	古事記千三百年の今、地域で祀られてきた神々を解説し、生き生きとした古代伯耆を蘇らせていく。
第2回	10月5日(土)	大嶋陽一 (鳥取県立博物館主任学芸員)	「由良台場築造150年 -鳥取藩32万石と海の守り-」	由良台場築造当時の社会状況などを世界の歴史の中で、わかりやすく解説します。
第3回	10月19日(土)	(1)渡部敏樹 (自然農法園さかい夢の浜代表) (2)渡邊比呂志	「砂丘綿花と緋の時代」	北条砂丘で綿花が広く栽培されていた時代があった。糸を紡ぎ、機織りが盛んで緋の本場であった。そして、高い技術を誇っていた。
第4回	11月2日(土) 図書館まつり	佐野淳之 (鳥取大学農学部教授)	「太古-とっとりは広葉樹の森だった-」	広葉樹の森の上には、別の世界があって、動物たちが生き生きと暮らしていた。森と人間との関わりについて考える。
第5回	11月16日(土)	根鈴智津子 (倉吉市文化財課係長)	「守られてきた地域の仏たち -伯耆国久米郡を中心に-	身近にいる仏たちを訪ね歩き、大切に守ってきた人々に思いをはせながら、意義を語ります。
第6回	12月21日(土)	眞田廣幸 (倉吉市文化財協会理事)	「東伯耆の古代寺院」	掘り起こされると文化の高さに驚く古代寺院が東伯耆に数々ある。それが建てられた意義と人々の暮らしを語ります。
第7回	1月18日(土)	櫻村賢二 (鳥取県立公文書館専門員)	「北栄町の民具資料について」	多くの民具を分類し、その歴史、機能性、身近な必需品であった当時の暮らしなどを語ります。
第8回	2月15日(土)	岸本 覚 (鳥取大学地域学部准教授)	「表彰から見た鳥取 -近世・近代を中心に-	北栄町ゆかりの「正嶋適処」や「岩本康蔵」を中心に資料に当たり、その人物像を語ります。
第9回	3月15日(土)	安西敏三 (甲南大学法学部教授)	「大正期に於ける西欧政治思想の受容と変容 -福本和夫(北栄町出身)を中心に-	当時の青年たちが西欧の新思潮をどう受けとめ、日本化していったかを、福本年表の中で語ります。

図書館コンサート

◆時間：17:30~18:30 ◆場所：図書館1階フロア

日程	内容
10月31日(木) 図書館まつり	童謡・唱歌を歌う会による 「童謡・唱歌を歌う」
12月20日(金)	鳥取中央育英高校音楽部による 「クリスマスコンサート」

図書館まつり シネマ上映会

◆場所：図書館2階 AV室

日程	上映時間	上映作品
10月29日(火)	13:30~15:06	青い山脈
10月30日(水)	13:30~15:29	わが谷は緑なりき
10月31日(木)	13:30~15:00	今朝の秋
11月1日(金)	13:30~15:14	恋するガリア
子ども向け		
10月26日(土)	10:30~12:17	劇場版 名探偵コナン 「ペイカー街の亡霊」

その他イベント

日程	時間	内容	場所
10月26日(土)	10:30~	ミステリー文庫開設 オープニングセレモニー	図書館1階フロア
10月27日(日)	10:30~11:30	読みきかせボランティア「つくしんぼ」ほかによる読みきかせ など	図書館2階 AV室
11月2日(土)	10:30~11:30	ALT、図書館司書による『外国語、日本語による読みきかせ、各国の文化紹介』	図書館2階 AV室
11月3日(日)	10:30~11:30	音読教室-みんなで音読- 「川島隆太 監修『脳を鍛える名作読本』を読む」	図書館2階 研修室
10月26日~11月3日	期間中開催	ブックリサイクル(古くなった雑誌や寄贈本などを無料で提供いたします。)	図書館1階フロア
10月26日~11月3日	期間中開催	おすすめの本の展示	図書館1階フロア
10月26日~	随時受付	20歳の人へのプレゼント(生年月日新聞記事・ベストセラーなどのコピー)	窓口へお申し込み下さい

議案第 4 5 号

北栄町準要保護児童生徒の認定について

次の者から申請のあった準要保護児童生徒の認定について、北栄町準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第 8 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 2 5 年 9 月 2 4 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

準要保護申請者

- 1 児童生徒
- 2 保護者
- 3 決定内容
- 4 認定年月日
- 5 認定の事由

議案第46号

区域外就学について

から児童の区域外就学に係る申し立てがなされたので、北栄町立
小学校及び中学校の校区に関する規則第5条により委員会の承認を求める。

平成25年9月24日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

- 1 区域外就学申立児童名
住所
氏名
- 2 保護者
- 3 区域外就学申立学校名
- 4 指定学校名
- 5 区域外就学期間
- 6 理由

北栄町スポーツ表彰の被表彰対象者について

現在、本町の社会体育関係の表彰は、北栄町スポーツ表彰に関する要綱（平成24年教育委員会訓令第3号。以下「要綱」という。）に基づき実施しています。

要綱では、スポーツ奨励賞のうち、県大会で優勝した選手及び団体については、中学生以下を被表彰対象者としています。（要綱第1条第5号イ）

その状況の中で、周囲から「(被表彰対象者の範囲を広げて) 表彰し、讃えることが意欲の向上、スポーツの振興につながる」との意見をいただいているところです。

そこで、被表彰対象者の範囲の見直しを行うことについて、教育委員会の意見を伺います。

添付資料

- 1 北栄町スポーツ表彰に関する要綱
北栄町スポーツ表彰に関する要綱に係る内規
- 2 琴浦町体育協会表彰規程
琴浦町体育協会表彰規程内規
- 3 湯梨浜町体育協会表彰規程
湯梨浜町体育協会表彰規程内規
- 4 三朝町スポーツ、文化芸術に対する表彰要綱
- 5 倉吉市体育協会表彰規程
倉吉市体育協会選考基準

○北栄町スポーツ表彰に関する要綱

平成24年3月29日

教育委員会訓令第3号

第1条 北栄町及び北栄町教育委員会は、本町の体育、スポーツの発展のため功績があった者並びに優秀な成績を収めた選手及び団体に対して、次の表彰を行う。

- (1) 体育功労賞 長年にわたり、本町の体育、スポーツの発展のため尽力し、顕著な功績があった者
- (2) 優秀指導者賞 長年にわたり、選手の育成強化又はスポーツの普及、指導に貢献した者
- (3) スポーツ賞
 - ア 全国大会で優勝した選手及び団体
 - イ その他選考委員会で認めた選手及び団体
- (4) スポーツ敢闘賞
 - ア 全国大会で入賞又は中国大会で優勝した選手及び団体
 - イ その他選考委員会で認めた選手及び団体
- (5) スポーツ奨励賞
 - ア 中国大会で入賞した選手及び団体
 - イ 県大会で優勝した中学生以下の選手及び団体
 - ウ その他選考委員会で認めた選手及び団体
- (6) スポーツ特別賞 選考委員会が特に認めた選手及び団体

第2条 被表彰者は、各団体等の推薦に基づき、選考委員会の選考により決定する。

第3条 選考委員会は、次の者で構成し、北栄町長が議長となる。

- (1) 北栄町長
- (2) 北栄町教育長
- (3) 北栄町スポーツ推進委員協議会長
- (4) (財)北栄スポーツクラブ代表者
- (5) 北条小学校長
- (6) 大栄小学校長
- (7) 北条中学校長
- (8) 大栄中学校長

第4条 表彰年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第5条 表彰式は、当該表彰年度の翌年2月に行い、表彰状と記念品を贈る。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

北栄町スポーツ表彰に関する要綱に係る内規

第1条 要綱第1条に規定する各賞の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 体育功労賞

- ア 長年とは原則として20年以上とする。
- イ 原則として満50歳以上の者であること。
- ウ 故人の場合は、死亡してから1年以内とする。
- エ 原則として当該表彰年度の被表彰者数は2人以内とする。

(2) 優秀指導者賞

- ア 原則として7年以上、監督、コーチとして選手の育成強化に努力した者又は地域、職場においてスポーツの普及、指導に貢献した者であること。
- イ 原則として満40歳以上の者であること。
- ウ 故人の場合は、死亡してから1年以内とする。
- エ 原則として当該表彰年度の被表彰者数は6人以内とする。

(3) スポーツ賞、スポーツ敢闘賞又はスポーツ奨励賞に該当する大会

- ア 国際競技大会、国民体育大会、各競技日本選手権大会、全日本学生、全日本実業団、全国高校、全国中学生、全日本東西対抗、全国ブロック対抗、都道府県対抗、全国小学校競技大会又は各競技中国大会
- イ 各競技県大会（中学生以下に限る。）
- ウ その他これに匹敵するもので選考委員会で認めた大会

2 体育功労賞及び優秀指導者賞は、それぞれ重ねて表彰しない。

第2条 選考委員会で被表彰者を決定した後、当該成績が本表彰に該当する成績であるにもかかわらず、各団体等からの推薦が無かったことにより、本来は被表彰対象となるべき者が被表彰者とならなかった旨の申出が関係者からあった場合は、申出内容を確認の上、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、議長と協議し、当該の被表彰対象となるべき者を表彰することができる。

- (1) 該当する賞が、スポーツ賞、スポーツ敢闘賞又はスポーツ奨励賞であること。
- (2) 本来は被表彰対象となるべき者が被表彰者とならなかった旨の関係者からの申出が、当該表彰年度の翌年3月31日までに行われること。

附則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

琴浦町体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、琴浦町の体育振興に功績のあった者並びに優秀な成績を収めた個人及び団体を表彰する。

(種類及び表彰対象)

第2条 表彰は各号の一に該当する者等に対して行う。

1 **体育功労賞**

長年（10年以上）にわたり、本町の体育・スポーツ振興の発展に貢献した者。（故人を含む）

2 **優秀指導者賞**

長年にわたり、監督・コーチ及び地域・職場などにおいて選手の育成強化またはスポーツの普及指導に努めその成果をあげ、本町の体育・スポーツの発展に貢献した者。（故人を含む）

3 **最優秀スポーツ賞**

全国大会において優勝した個人または団体。

4 **優秀スポーツ賞**

全国大会において入賞（8位まで）または、中国地区大会等において優勝した個人または団体。

5 **スポーツ賞**

全国大会出場、中国地区大会入賞（8位まで）又は、県大会で優勝した個人または団体。

6 **スポーツ奨励賞**

県大会において入賞（3位まで）又は、郡大会で優勝した個人または団体。

※ 全国大会及び中国地区大会については、予選会を通過しているものとする。

※ 対象期間は、前年の1月1日から12月31日までを対象とする。

※ 対象者は、本町に住所を有する者とする。（大学生及び専門学校生は除く）

※ 規程に該当しない場合でも表彰にあたいすると本会が認めた場合は表彰する。

(表彰の制限)

第3条 * 体育功労賞・優秀指導者賞については重ねて表彰しない。

* 団体戦の場合、大会登録メンバー（補欠含む）を対象とする。

(選考)

第4条 琴浦町体育協会に加盟している団体及び理事会等の推薦に基づき、選考委員の審査によって決定する。

(選考委員)

第5条 選考委員は、会長・副会長・理事長・副理事長・幹事で構成する。

(表彰の時期及び方法)

第6条 表彰は毎年1回とし、時期及び方法については、選考委員会において決定する。

この規程により表彰するときは、表彰状及び記念品を贈る。

第7条 この表彰の改廃は、総会において決定する。

附 則 この規程は、平成16年12月8日から施行する。

琴浦町体育協会表彰規程内規

第1条 琴浦町体育協会表彰規程第2条の各号について次のように定める。

第1項 体育功労賞

- (1) 長年とは、原則として10年以上とする。
- (2) 故人の場合は、亡くなられてから1年以内とする。
- (3) 表彰は、若干名とする。

第2項 優秀指導者賞

- (1) 監督・コーチとして、選手の育成強化に努力した者。長年とは、原則として5年以上。
- (2) 地域・職場において、スポーツの普及・指導に著しく貢献した者。長年とは、原則として5年以上。
- (3) 故人の場合は、亡くなられてから1年以内とする。
- (4) 表彰は、若干名とする。

第3項 スポーツ賞

- (1) 国民体育大会・各種競技日本選手権大会・全日本学生選手権大会・全国高校総合体育大会・全国中学生大会、その他これに相当する大会において優勝・入賞（ベスト8まで対象）した者。
- (2) 各種競技中国大会、その他これに相当する大会において、入賞した選手またはチーム。
- (3) 県民体育大会、その他これに相当する大会において優勝した選手またはチーム。
- (4) 県大会を通過して全国大会に出場した選手またはチーム。
- (5) 上記の該当者またはチームを最優秀スポーツ賞・優秀スポーツ賞・スポーツ賞に位置づけて賞を与える。

第4項 スポーツ奨励賞

- (1) 県民体育大会、その他これに相当する大会において、3位以内に入賞した選手またはチーム。
- (2) 郡民体育大会、その他これに相当する大会において、優勝した選手またはチーム。
- (3) 中学校・高校新人戦において3位以上の選手またはチーム。小学生は小体連の主催した郡・中部地区大会で優勝した選手またはチーム。または、県大会において2位・3位の選手またはチーム。

附 則 この規程は、平成16年12月8日から施行する。

湯梨浜町体育協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湯梨浜町体育協会規約第4条第1項第5号に基づき、本町のスポーツ振興のため功績のあった者及び団体並びに優秀な成績を収めた選手及び団体を表彰するため、湯梨浜町表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行う。ただし、同一年度において、第1号から第3号のうち、2以上該当するときは、同時には表彰しない。

- (1) 体育功労賞 長年にわたり、本町の体育・スポーツの発展のため顕著な功績のあった者及び団体。
- (2) 優秀指導者賞 長年にわたり、選手の育成強化又はスポーツ普及・指導に優秀な成果をあげ、スポーツの発展のため顕著な功績のあった者。
- (3) スポーツ団体育成賞 長年にわたり、スポーツ団体育成に努力し、生涯スポーツの振興のため顕著な功績のあった者。
- (4) 成績優秀者及び団体表彰 当該年度において優秀な成績を収めた者及び団体。

(委員会)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、湯梨浜町体育協会会長（以下「会長」という。）及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 湯梨浜町体育協会副会長
- (2) 湯梨浜町体育協会理事長
- (3) 湯梨浜町体育協会理事のうち学識経験のある者
- (4) 湯梨浜町体育協会理事のうち競技部長
- (5) 湯梨浜町体育協会理事のうち学校代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、役員の内任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(審査及び決定)

第6条 表彰は、体育協会各部・各団体等の推薦に基づき、委員会において審査の上、決定する。

2 表彰は年1回とし、時期及び方法については、湯梨浜町体育協会理事会において決定する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、湯梨浜町体育協会理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年2月2日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1号から第3号に規定する功績等の年数は、合併前の羽合町、泊村又は東郷町におけるそれぞれの年数を通算する。

3 合併前の羽合町又は東郷町で、第2条第1号から第3号に該当し表彰を受けた者は、表彰しないものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月29日から施行する。

湯梨浜町体育協会表彰規程内規

第1条 湯梨浜町体育協会表彰規程第2条の各号について次のように定める。

(1) 体育功労賞

- ア 長年とは、原則として10年以上とする。
- イ 故人の場合は、亡くなられて1年以内
- ウ 表彰は、若干名
- エ 受賞は1人につき1度のものとする。

(2) 優秀指導者賞

- ア 監督・コーチとして、選手の育成強化に努力した者
長年とは、原則として5年以上
- イ 地域・職場において、スポーツの普及・指導に著しく貢献した者
長年とは、原則として5年以上
- ウ 故人の場合は、亡くなられて1年以内
- エ 表彰は、若干名

(3) スポーツ団体育成賞

- ア 長年とは、原則として5年以上
- イ 地域・職場において、スポーツ団体の育成に努力した者
- ウ 故人の場合は、亡くなられて1年以内
- エ 表彰は、若干名

(4) 成績優秀者表彰

- ア 国民体育大会及び各競技全国大会出場者
- イ 各競技中国大会出場者
- ウ 県大会及び県民スポーツ・レクリエーション祭3位以内入賞者
- エ 東伯郡民体育大会優勝者

第2条 その他、上記以外の者でも、第1条の規程に鑑み、選考委員会の認めた者について表彰を行う。

附 則

この内規は、平成18年2月2日から施行する。

(目的)

第1条 スポーツ、文化、芸術等の分野において、優秀な成績を取めた者に対し、敬意を表すため、この要綱に定めるところにより表彰を行う。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、顕彰とする。

(対象者)

第3条 顕彰の対象者は、各種のスポーツ及び文化活動において、次の各号に該当する者(町内に住所を有する者(町長が特に事情があると認める者を含む。))に限る。)で、教育長が推薦するものとする。

- (1) 全国大会に鳥取県代表として出場し、優秀な成績(当該大会において入賞以上の成績をいう。)を取めた団体及び個人
 - (2) 中国地区大会に鳥取県代表として出場し、特に優秀な成績(当該大会において優勝の成績)を取めた団体及び個人
 - (3) 鳥取県大会等に出場し、全国的に上位の記録であり、極めて優秀な成績(大会新記録等をいう。)を取めた団体及び個人
 - (4) 前3号に掲げるほか、町長が特に顕彰することが適当と認める功績があった団体及び個人
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が顕彰を行うことが適当でないとする者は、顕彰を行わない。
- 3 第1項の対象者は、過去に顕彰を受けた者であっても、さらに事由が生じたときは、再度顕彰を受けることができる。

(表彰の方法)

第4条 顕彰は、表彰状(顕彰)及び記念品を贈呈することにより行う。

(表彰の時期)

第5条 顕彰の時期は、町長が別に定める日に行うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月17日から施行し、平成23年度に係るものから適用する。

倉吉市体育協会表彰規程

第1条 倉吉市体育協会は、本市のスポーツ振興に功績のあった個人及び団体に対し、次の表彰を行うものとする。

1 体育功労賞

長年にわたり本市の体育、スポーツ振興に尽くしその功績が顕著な人

2 体育奨励賞

ア 長年にわたり選手及びスポーツ団体の指導、育成に努力し、本市のスポーツ振興のため功績が顕著な者

イ 長年にわたり他のスポーツ団体の模範となる成果を上げ、本市のスポーツ振興のため功績が顕著な団体

3 スポーツ賞

全国大会において、入賞若しくは顕著な成績をおさめた選手又はチーム

4 スポーツ奨励賞

県大会以上の大会において優秀な成績をおさめた選手又はチーム、ただし、学生、生徒は別に定める

第2条 体育功労賞は、同一人に対しては、重ねて表彰しないものとする。

第3条 表彰は、加盟団体又は理事会の推薦に基づき、選考委員会によって審査のうえ決定する。

第4条 選考委員会は、常任理事会をもって構成する。

2 選考委員会は、必要に応じ推薦団体の代表者の意見を求めることができる。

第5条 この規程による表彰は、毎年2月又は3月に行う。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この表彰規程は、平成20年4月28日から施行する。

2 昭和44年4月30日施行した倉吉市体育協会表彰規程は、廃止する。

3 昭和52年12月8日施行した倉吉市体育協会表彰規程は、廃止する。

4 昭和58年12月20日施行した倉吉市体育協会表彰規程は、廃止する。

5 平成元年4月26日施行した倉吉市体育協会表彰規程は、廃止する。

倉吉市体育協会選考基準

第1条 体育功労賞

本市のスポーツ振興において、顕著な功績のあった人で原則として、役職員20年以上、年齢50歳以上とする。

第2条 体育奨励賞

5年以上にわたり選手又はチームの育成強化に努力し、役職員として顕著な功績をあげた者。ただし、団体はこの限りではない。

第3条 スポーツ賞

- 1 全国大会において入賞した選手又はチーム
- 2 中国大会以上で3位以内に入賞した選手又はチーム
- 3 全国大会に通算3年以上出場した選手又はチーム
- 4 同一の県大会で連続3年以上優勝した選手又はチーム

第4条 スポーツ奨励賞

- 1 (一般)
県大会において優勝した選手又はチーム
(高校)
中国地区大会において入賞した選手又はチーム
(中学校)
県大会において優勝又は中国大会において入賞した選手又はチーム
(小学校)
県大会において優勝した選手又はチーム

附 則

- 1 この内規は、平成20年1月9日から施行する。
- 2 昭和48年4月1日施行した内規は、廃止する。
- 3 昭和52年12月8日施行した内規は、廃止する。
- 4 昭和58年12月20日施行した内規は、廃止する。
- 5 昭和62年12月21日施行した内規は、廃止する。
- 6 平成8年1月24日施行した内規は、廃止する。

※ 申し合わせ事項

- 1 表彰範囲の中に大学、短大、高専、高等学校、中学校、小学校等も対象とする。
- 2 大学、短大、高専、高等学校は市内にある学校を対象とする(但し、市外の高等学校の生徒であっても倉吉市在住者については対象とする)。
- 3 倉吉市を代表する団体名で表彰する。
- 4 体育功労賞推薦については、原則として各協会1名とし、体育奨励賞の受賞歴がある者とする。
- 5 全国大会及び中国大会とは、日本体育協会及びこれに準ずる団体等が主催し、県予選会等で選抜された代表の大会をいう。
- 6 県大会とは、県体育協会及びこれに準ずる団体等が主催し、市の代表として出場した大会をいう。
- 7 特に問題がある場合は選考委員会で協議する。

小・中学校の保護者と教育委員の意見交換会（案）

北栄町教育委員会

1 目的

教育委員が各小中学校のPTA会長と意見交換を通して、課題の共有化を図り、子どもたちのよりよい成長のための取り組みに活かすことを目的とする。

2 日時

平成25年10月11日（金） 午後7時～午後8時30分

3 場所

大栄農村環境改善センター 2階 青年研修室

4 参加者

小・中学校 PTA会長、校長

教育委員会 教育委員長、教育委員、教育長

事務局職員 教育総務課長、生涯学習課長、学校教育室長、指導主事

5 テーマ

「子どもたちのよりよい成長を図るための取り組みについて」

6 内容

(1) 教育委員会の取り組みについて

- ・挨拶運動、家庭教育12ヶ条、630運動等
- ・いじめに関する実態調査、全国学力・学習状況調査から
- ・学校給食について

(2) 各PTAの取り組みについて

(3) 家庭やPTAで進めていきたいこと

- ・家庭学習の習慣化
- ・いじめに関する実態調査から
- ・挨拶運動、家庭教育12ヶ条、630運動等

(4) その他

- ・教育委員が聞きたいこと

小・中学校の保護者と教育委員の意見交換会の内容について（案）

北栄町教育委員会

- 1 開会（あいさつ：教育委員長）19：00～19：07 （全体司会：指導主事）

- 2 参加者紹介（自己紹介）19：07～19：10

- 3 意見交換（司会：教育委員長）19：10～20：20
 - （1）教育委員会の取り組みについて
 - ・挨拶運動、家庭教育12ヶ条、630運動等
 - ・いじめに関する実態調査、全国学力・学習状況調査から
 - ・学校給食について

 - （2）各PTAの取り組み紹介（及びPTA会長として考えていること）
 - ・北条小学校PTA
 - ・大栄小学校PTA
 - ・北条中学校PTA
 - ・大栄中学校PTA

 - （3）家庭やPTAで進めていきたいこと
 - ・家庭学習の習慣化
 - ・いじめに関する実態調査から
 - ・挨拶運動、家庭教育12ヶ条、630運動等

 - （4）その他
 - ・教育委員が聞きたいこと
 - ① PTA（保護者）として困っていること
 - ② PTA会長の職にあり一番感じておられること、苦勞に思われること
 - ③ 本町の教育推進についての保護者の意見について
 - ④ 子どもたちをよくしていくために実施している取り組み
 - ⑤ 教育委員会について感じていること
 - ⑥ 子ども会及び生徒会の運営について

- 4 まとめ・閉会（まとめ・あいさつ：教育長）20：20～20：30

保育所・こども園の保護者と教育委員の意見交換会（案）

北栄町教育委員会

1 目的

教育委員が各所・園のPTA会長・保護者会長との意見交換を通して、課題の共有化を図り、子どもたちのよりよい成長のための取り組みに活かすことを目的とする。

2 日時

平成25年10月8日（火） 午後7時～午後8時30分

3 場所

大栄農村環境改善センター 1階 第3会議室

4 参加者

保育所・こども園 PTA会長・保護者会長、園長

教育委員会 教育委員長、教育委員、教育長

事務局職員 教育総務課長、生涯教育課長、子育て支援室長、主任、指導主事

5 テーマ

「子どもたちのよりよい成長を図るための保護者同士のつながり」

6 内容

(1) 就学前保育・教育について

- こども園にしたよさについて感じていること
- 課題だと思われること

(2) 家庭で進めていきたいこと

- あいさつ運動
- 家庭教育12か条
- 630運動 等

(3) 保護者同士の関係づくりについて

- 各PTA・保護者会の取り組み
- PTA会長・保護者会長として考えていること

(4) その他

- ・教育委員が聞きたいこと

保育所・こども園の保護者と教育委員の意見交換会の内容について（案）

北栄町教育委員会

- 1 開会（あいさつ：教育委員長）19：00～19：07 （全体司会：指導主事）

- 2 参加者紹介（自己紹介）19：07～19：10

- 3 意見交換（司会：教育委員長）19：10～20：20
 - （1）就学前保育・教育について
 - こども園にしたよさについて感じていること
 - 課題だと思われること

 - （2）家庭で進めていきたいこと
 - あいさつ
 - 家庭教育12か条
 - 630運動 等

 - （3）保護者同士の関係づくりについて
 - 各PTA・保護者会の取り組み
 - PTA会長・保護者会長として考えていること
 - ・北条こども園
 - ・大誠こども園
 - ・由良こども園
 - ・大谷保育所

 - （4）その他
 - ・教育委員が聞きたいこと
 - ① PTA（保護者）として困っていること
 - ② 本町の保育・教育推進についての保護者の意見について
 - ③ 教育委員会について感じていること
 - ④ インターネット、スマートフォン等の子どもへの影響

- 4 まとめ・閉会（まとめ・あいさつ：教育長）20：20～20：30

(3) 北条小学校遠距離通学における「自動車通学」の方法について

1 経過

●検討内容

町長から遠距離通学の考え方と該当児童（東・西新田場、曲自治会）の安全な通学方法の検討依頼

↓

●検討経過

平成25年4月26日及び7月30日教育委員会定例会で協議

↓

●結論

- ・遠距離通学は、「原則として道程3km以上で通学時間が概ね45分以上の通学」（過去の経過は例外的に尊重）と考え、児童の安全確保を最優先する観点から、通学方法としてふさわしいものは「自動車通学」とする。なお、東・西新田場・曲自治会は、「自動車通学」が適当である。⇒「自動車通学」とは次のとおりとする。

①公用車（スクールバス・町公用車ほか）利用

②自家用車利用 ⇒ 実施困難

③公用車・路線バス併用

2 現状

東新田場 1・2学年 路線バス＋徒歩
3学年以上 徒歩

※ 冬季間は、全学年、町公用車下校

西新田場 全学年 徒歩

※ 冬季間は、全学年、町公用車下校

曲 1・2学年 路線バス（町負担）＋徒歩

3学年以上 路線バス（保護者負担）＋徒歩

※ 冬季間は、全学年、路線バス（町負担）＋徒歩

3 具体的な通学方法の検討(案)

★東・西新田場、曲自治会の全学年児童の下校をバスで送迎するシュミレーション

・直営及び民間委託について、次のとおり「A」～「E」の「5パターン」をシュミレーションした。

・今後の方向性として、事業が予算を伴うことから具体的な部分には特に言及せず、委員会で方法を確認した上で町長協議を実施することを提案したい。

通学方法	必要経費	内訳等
A 民間委託	4,558,923 円	人件費 1,700,000 円
車輜 委託	※毎年	車輜経費(1式) 608,000 円
運転手 委託		車輜償却費 1,500,000 円
		燃料費 154,875 円
		諸経費(10%) 396,288 円
		保険・税金 199,760 円
		★(効果と課題)
		・安全の購入、事務負担軽減、民活
		・委託先の監督
	★ 10年後合計	
	45,589,225 円	
B 民間委託	10,275,383 円	人件費 1,700,000 円
車輜購入 町	※1年目	車輜経費(1式) 500,000 円
(購入)	2,729,603 円	燃料費 154,875 円
車輜維持管理	※2年目以降	諸経費(10%) 235,488 円
委託		車輜購入費 7,685,020 円
運転手 委託		保険・税金 139,240 円
		★(効果と課題)
		・Aと同様
		・車輜購入時の初期投資が高額
	★ 10年後合計	
	34,841,805 円	
C 民間委託	4,307,123 円	人件費 1,700,000 円
車輜購入 町	※1～5年(年間)	車輜経費(1式) 500,000 円
(リース)	3,479,603 円	燃料費 154,875 円
車輜維持管理	※6年目	諸経費(10%) 235,488 円
委託	2,729,603 円	車輜リース費 1,577,520 円
運転手 委託	※7年目以降	(6年目買取費 750,000 円)
		保険・税金 139,240 円
		★(効果と課題)
		・Aと同様
		・初期投資の軽減⇄リース利率の負担
	★ 10年後合計	
	35,933,625 円	
D 直営実施	9,759,135 円	人件費 1,280,000 円
車輜購入 町	※1年目	車輜経費(1式) 500,000 円
(購入)	2,074,115 円	燃料費 154,875 円
車輜維持管理	※2年目以降	車輜購入費 7,685,020 円
町		保険・税金 139,240 円
運転手 町		★(効果と課題)
		・運転手の確保 ・運行管理監督
		・人件費の設定 ・初期投資
	★ 10年後合計	
	28,426,170 円	
E 直営実施	3,651,635 円	人件費 1,280,000 円
車輜購入 町	※1～5年(年間)	車輜経費(1式) 500,000 円
(リース)	2,824,115 円	燃料費 154,875 円
車輜維持管理	※6年目	車輜リース費 1,577,520 円
町	2,074,115 円	(6年目買取費 750,000 円)
運転手 町	※7年目以降	保険・税金 139,240 円
		★(効果と課題)
		・運転手の確保 ・運行管理監督
		・人件費の設定 ・車輜投資
	★ 10年後合計	
	29,378,750 円	

※条件	
A 民間委託(車輜+運転手)	
① バス車両	バス会社借上
・車輜償却費	1,500,000円
② バス維持管理(法定点検+燃料費等)	バス会社費用
・燃料費(10:3.2km)	軽油単価 140円
・車輜経費(車検+修繕費等)	1式 608,000円
③ 保険・税金	199,760円
④ バス運転手人件費(健康診断費用等込)	バス会社派遣
・人件費	1日当たり 8,500円
B 民間委託(車輜維持管理のみ+運転手 車輜購入:町)	
① バス車両	町購入⇒提供
・車輜購入費(任意保険料込)	7,685,020円
② バス維持管理(法定点検+燃料費等)	バス会社費用
・燃料費(10:3.2km)	軽油単価 140円
・車輜経費(車検+修繕費等)	1式 500,000円
③ 保険・税金(登録時を除く)	139,240円
④ バス運転手人件費(健康診断費用等込)	バス会社派遣
・人件費	1日当たり 8,500円
C 民間委託(車輜維持管理のみ+運転手 車輜リース:町)	
① バス車両	町リース⇒提供
・車輜リース費(5年60回)	1月当たり 131,460円
・リース期間満了後買取価格	750,000円
② バス維持管理(法定点検+燃料費等)	バス会社費用
・燃料費(10:3.2km)	軽油単価 140円
・車輜経費(車検+修繕費等)	1式 500,000円
③ 保険・税金(登録時を除く)	139,240円
④ バス運転手人件費(健康診断費用等込)	バス会社派遣
・人件費	1日当たり 8,500円
D 直営実施(町購入+人件費)	
① バス車両	町購入⇒提供
・車輜購入費	7,685,020円
② バス維持管理(法定点検+燃料費等)	町費用
・燃料費(10:3.2km)	軽油単価 140円
・車輜経費(車検+修繕費等)	1式 500,000円
③ 保険・税金(登録時を除く)	139,240円
④ バス運転手人件費(社会保険除く賃金のみ)	町費用
・人件費(1時間当たり 1,600円)	1日当たり 6,400円
E 直営実施(町リース+人件費)	
① バス車両	町購入⇒提供
・車輜リース費(5年60回)	1月当たり 131,460円
・リース期間満了後買取価格	750,000円
② バス維持管理(法定点検+燃料費等)	町費用
・燃料費(10:3.2km)	軽油単価 140円
・車輜経費(車検+修繕費等)	1式 500,000円
③ 保険・税金(登録時を除く)	139,240円
④ バス運転手人件費(社会保険除く賃金のみ)	町費用
・人件費(1時間当たり 1,600円)	1日当たり 6,400円
共通	
① ア 東・西新田場児童の推移(H26～H31)	最大19名
イ 曲児童の推移(H26～H31)	最大17名
② 年間の学校稼働日数(週9便)	200日
③ 年間走行距離	3,540km(1日17.7km)
④ 1日の業務時間(14:00～18:00)	4時間

●東・西新田場全学年児童をバス下校、曲自治会を路線バス+徒歩下校について

・東・西新田場 ⇒ 概ね上記シュミレーションのとおりで、減額となる項目は、「距離数に応じた燃料費」と「諸経費」のみである。

(参考)年間走行距離 2,060km(1日10.3km)

・曲 ⇒ 現在、「保護者負担」としている「3学年以上の4～11月及び3月の路線バス定期代」を「町負担」とするものである。

(参考)平成25年度3～6学年 7人の路線バス定期代 123,200円

平成25年第5回北栄町議会定例会
一般質問 質問事項一覧

	質問者	質問事項	質問の相手
1	12番 宮本幸美議員	町営住宅の今後の取り組みについて	町長
2	13番 石丸美嗣議員	施設の管理と維持	町長
		<u>スポーツ功労者の表彰</u>	<u>教育委員長</u>
		電気自動車の普及は	町長
3	9番 池田捷昭議員	北条放水路建設に伴う地盤沈下と管理運営について	町長
		北栄町風力発電事業会計について	町長
		島根県海士町の取り組みと本町を比較し、どのように考え、対応されるのか	町長
4	2番 飯田正征議員	空き家対策について	町長
		<u>いじめに関する実態調査について</u>	<u>教育委員長</u>
5	10番 長谷川昭二議員	町単独災害補助金の見直しについて	町長
		<u>就学援助の充実と認定基準と明確化について</u>	町長 <u>教育委員長</u>
6	7番 津川俊仁議員	大栄地区伝送路改修工事の進捗状況は	町長
		<u>鳥取県部落解放月間に伴う各種取り組みの成果と課題</u>	町長 <u>教育委員長</u>
7	1番 奥田伸行議員	今こそ特色ある町づくりが必要では	町長
		<u>教育現場の連携といじめ</u>	<u>教育委員長</u>
		これからの農業とは	農業委員長
8	4番 井上信一郎議員	庁舎統合について	町長
9	8番 浜本武代議員	クリーンランドほうき（最終処分場）の現状から	町長
		北条砂丘風力発電所の今後を見据えて	町長
	計 9 人	計 19 問	

一般質問答弁書

平成25年9月12日

質問事項番号	2-1番	質問議員名	石丸美嗣(13番)
質問事項 (質問要旨)	施設の管理と維持 ・大誠体育館の存続について ・利用者多数により屋根修復実施による延命措置を ・屋根修復後、社会福祉協議会への譲渡、選択肢の一つ		
答弁者	町長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

石丸議員のご質問にお答えします。

まず始めに、大誠体育館の管理と維持についてのご質問でございます。

本件につきましては、平成23年9月、平成24年6月の定例議会一般質問においても議員よりご質問いただいております。

現在、大誠体育館は、通常の維持管理の範囲内で修繕をしつつ、使用を続けております。この考えは、今後も変更することなくできる限り使用していく予定です。

ただし、雨漏りなど施設を大幅に改修する必要がある場合は、行政改革プランに基づき、整理していく方向を考えております。

その理由といたしまして、従前の回答と重複いたしますが、町内に体育館が10ヶ所あること。大誠体育館が建設より50年程度経過し、今後大きな損傷が生じた場合、修繕ではなく建替えが必要となること。また、雨漏りの修繕には簡易な修繕で約490万円、耐久性のある修繕で約1050万円が見込まれるなど経費がかかり、耐用年数も大幅に過ぎている状況があります。

社会福祉協議会にも以前より譲渡の話を提案しておりますが、経営上の課題により受け入れはできないと回答をいただいております。屋根修繕を実施したとしても状況は変わらないと確認をいたしているところでございます。

(参考資料)

1. 施設台帳
2. 体育施設の利用状況
3. 平成25年度維持管理費
4. 大誠町民体育館存続屋根錆傷に伴う塗り替え工事を求める請願 (H25.8.12)
5. 議事録 (H23.9.16 H24.6.15)
6. 住民よりの質問に対する回答 (H24..9.18)

一般質問答弁書

平成25年9月12日

質問事項番号	2-2番	質問議員名	石丸美嗣(13番)
質問事項 (質問要旨)	スポーツ功労者の表彰について ・表彰規定の見直しはしたか ・表彰し讃えることは意欲の向上、スポーツの振興につながる		
答弁者	教育委員長	担当課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

石丸議員のご質問にお答えします。

表彰規定の見直し・検討につきましては、議員からご質問のありました特に「スポーツ奨励賞」について、より専門的な見地から「北栄町スポーツ推進審議会」委員のみなさまのご意見をお聞きしながら、検討していくことを申し上げました。

この会を10月10日に開催する予定にしており、開催後「北栄町スポーツ表彰に関する要綱」の内容について方向性を決めていく運びとしております。その後のスケジュールとしましては、審議会でのご意見を基に町長部局とも協議し、見直し案等を作成してまいりたいと考えます。案ができましたら、教育委員会に諮り、議案審議を行う予定としています。この手続きを11月末までに完了し、12月の募集開始時には、検討後の要綱に基づいて募集を開始することとしています。

以上でございます。

(参考資料)

1. スケジュール
2. 北栄町スポーツ表彰に関する要綱等
3. 倉吉市体育協会表彰規程等
4. 三朝町スポーツ、文化芸術に対する表彰要綱
5. 湯梨浜町体育協会表彰規程等
6. 琴浦町体育協会表彰規程等
7. 北栄町スポーツ推進審議会条例
8. スポーツ基本法(抜粋 スポーツ推進審議会の役割)
9. 北栄町スポーツ推進審議会委員名簿
10. H25.3 議会議事録等

一般質問答弁書

平成25年9月12日

質問事項番号	4-2番	質問議員名	飯田 正征（2番）
質問事項 （質問要旨）	いじめに関する実態調査について ・現在受けているいじめは、北条小学校で30人、大栄小学校72人、北条中学校10人、大栄中学校31人、この実態をどのように分析しているのか ・今後の指導方針について		
答 弁 者	教育委員長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

飯田議員のご質問にお答えします。

今年5月に町内小中学校全児童生徒を対象に実施しましたアンケート調査は、いじめの実態を把握し、今後のいじめの未然防止、早期発見、早期対応の指導に役立てることを目的として実施したものでございます。

調査方法としましては、小学1、2年生は担任の説明を受けながら項目に記入し、小学3年生から中学3年生までは秘密を厳守し、児童生徒が安心して答えることが出来るよう、家庭に持ち帰り記入し封筒に入れ提出するようにしました。

しかも、いじめの未然防止を目的とした調査であり、いじめの被害者や加害者の発見を目的としていないことから、無記名としたところであります。この調査結果の活用につきましては、いじめに関する実態を把握して、未然防止の取り組みが行え、問題の早期発見へより注意を払って取り組む事が出来ることから、この調査を行ったわけでして、結果につきましては複数回答で、何らかのいじめを受けた数が北条小学校1・2年生で153人、大栄小学校で336人、小学3年生以上で北条小学校が30人、大栄小学校で72人、中学校では北条中学校が10人、大栄中学校では31人合計

632人でした。

一方でいじめを受けたことも見たこともない数が、小学3年生以上は北条小学校で1,195人、大栄小学校で1,084人、北条中学校で1,107人、大栄中学校で1,084人と言う結果でございました。

複数設問の複数回答でありますので、非常に大きな数となっております。この調査は、無記名であるために児童生徒が今までの被害や出来事を打ち明けやすい調査方法であったことから、本人にとっては嫌な思いにさせられたことや、一過性の出来ごと、他人は何とも思わないことでも本人は今までのことを想起し、回答したのもも多数あろうかと思えます。

『すでに小学校・中学校において運動会が実施され、また中学校においては11月には文化祭が予定されていますが、児童生徒が学級、学年一丸となり、お互いを励まし合い、高めあい取り組む姿は心打つものがあります。』

この調査結果をどのように分析しているかのご質問でございますが、確実に言えることは、いじめはどの児童生徒も被害者・加害者になりうる。どの学校・学級でも起こりえるということが読み取れます。このことから、個々に対する対応が必要であります。学級・学年集団の問題としてとらえ、集団の力としていじめ解決に取り組んでいかなければならないと考える所であります。

まず、小学1・2年生の回答について「悪口を言われた」「たたかれたり、けられたりする」「無視された」と多くの児童が答えています。

子ども同士の仲たがいや、けんかの後の意地悪なども含めて、広くとらえて回答した児童も多くいたと考えられます。

このことは、日常生活の中で起こる様々な人間関係のトラブルが原因で生じた事と予想されます。まだ、様々な問題の解決方法を身につけていない低学年には、よく起こりがちなことでありますが、これらの経験を積み

重ねながら、友達を大切すること、人の嫌がることをしてはいけないことなど強く粘り強く指導して行くことが必要であると考えます。

次に小学3年生以上から中学3年生までの調査結果から言えることは、「今もされている」と回答した児童がいますが、このことについては「心に響くようないじめ問題を教材化した指導」を行うことや学年・学校で全職員が危機感を持って対応・指導して行くことが必要であります。

また、内容的に見ても「見たことがある」と答えている児童も多くいることから、今後の指導として、「いじめの場面を見ているだけでは、いじめていると同じことである」など指導して行かなければならないと考えます。

最後に、今後の指導方針についてであります。4点挙げております。

第1点目は、学校いじめ防止基本方針の策定を行ってまいります。各学校は、9月末にいじめ防止対策推進法が施行されるにあたり、各学校の実情に応じて、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとなっております。

第2点目は、いじめの未然防止にむけた「いじめを生まない学校づくり」に取り組むこと。いじめを許さない学校文化、学級づくりに重点を置き、特に小学校では学級力(クラスパワー)の取り組みに力を入れること。

また、生徒会や運営委員会で子どもたち自らが主体的にいじめをなくしていく集会や、その取り組みをすること。

この夏休みの8月21日から22日にかけて、友好都市である湖南省の「いじめサミット」へ本町児童生徒10名も参加し、そこで学んだものを各学校へ持ち帰り、活かし、いじめ撲滅の機運づくりにつなげれば良いと思っています。

第3点目は、いじめの早期発見、早期対応に努め、実態調査の実施、児童生徒理解、日常の観察等を今まで以上にきめ細やかに危機感を持って行っていくこと。

第4点目として、教育委員会は、学校の実情をよく把握し早期発見・早期対応を図るとともに、重大ないじめについては学校と共に迅速で誠意ある対応をして行くこと。

これら4点を、指導方針として考えております。

今回の調査は、無記名としては初めて実施しましたが、この調査結果を貴重なデータとして、今後のいじめ問題への指導に活かしていきたいと考えておりますが、この調査の目的は、冒頭申し上げたとおり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための指導に活かす事にあります。今後は、第2回目の調査も予定しております。大切なことは、数値の多い・少ないではなく、数字の向こうにある一つ一つの問題と、その解決にあるわけであり、これだけの児童生徒が正直に回答してくれたことをプラスにして、学校、教育委員会は結果を真摯に受け止め、危機感を持って日々の指導にあたって行かなければならないと、今回の調査結果をとおして、改めて感じた所でございます。

(参考資料)

- ・5月実施いじめ実態調査資料・・・資料1
- ・いじめ防止対策推進法・・・・・・資料2
- ・鳥取県いじめ対策指針・・・・・・資料3
- ・三朝町いじめ対策指針・・・・・・資料4

一 般 質 問 答 弁 書

平成25年9月12日

質問事項番号	5-2番	質問議員名	長谷川昭二(10番)
質問事項 (質問要旨)	就学援助の充実と認定基準と明確化について ①就学援助の制度について、わかりやすく周知されているのかについて。 ②給付内容の具体的な明示について。(学用品の種類や範囲) ③認定基準の明確化(客観的な数値基準)と認定の目安額の周知について ④働いている人など、保護者にとって申請しやすい手続きになっているのかについて。(休日の受付窓口の設置など)		
答 弁 者	町 長	担当課	教育総務課

[答弁要旨]

36

続きまして、就学援助の充実と、認定基準明確化についてでございます。

本町の就学援助制度は、町内の小中学校の児童生徒が保護者の経済的理由により就学が困難と認定された場合に於いて、適切な財政援助を行う事により、教育活動の円滑な運営を図るとともに、児童生徒の義務教育効果の向上に資するものとして、「北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則」に基づき実施している制度であり、現在要保護児童生徒、及び準要保護児童生徒、66人に対して支給している所でございます。

義務教育段階において、経済的理由により就学が困難な家庭にこのような就学援助制度を利用しやすい体制を整え、活用して頂く事は児童生徒への教育を保証する上でも、また子育て支援という面からしても非常に重要な施策であると捉えております。

さて、議員おおせの就学援助の充実と言う点につきましては、平成22年9月定例議会に於いて長谷川議員の「準要保護児童生徒基準の見直しを行い就学援助の拡充を図ってはどうか」とのご質問に対し、従来の認定基準に加え、①学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は、生活状態が極めて悪いと認められる者。

②経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者。

③やむを得ない理由により所得が著しく減少した者、または家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認める者。の3項目を追加し、さらに、就学援助費目につきましても児童生徒会費、クラブ活動費の2項目を追加し、制度の充実を図ってきた所でございます。

認定基準の明確化と言う点につきましては、本町の認定の基準は生活保護法、あるいは地方税法、更には児童扶養手当法等の法律に照らしあわせ、さらに、先ほど申し上げました認定基準に加え、生活実態を加味し援助を必要としている方へ配慮したものであり、基準の明確化に加え運用の柔軟性も備えたものとなっているものと考えております。

昨今、新聞等で経済状況が上向きとなっているとの報道もありますが、地方では実体景気としてまだ実感できない所であります。

今後も、義務教育段階の児童生徒のいる家庭で、経済的に困難で就学に支障をきたす家庭に対しては、支援をして行きたいと考えており、より一層分かりやすい周知に努めたいと考えます。

《資料関係》

一般質問答弁書

平成25年9月12日

(参考資料)

- 資料1・・・北栄町要保護及び準用保護児童生徒に対する
就学援助費支給に関する規則
- 資料2・・・第13条(認定の基準)条例説明(抜粋)
- 資料3・・・準用保護児童生徒認定基準中部地区一覧表
- 資料4・・・平成25年度要保護・準用保護児童生徒就学援助費
支給単価表
- 資料5・・・平成22年9月議会の提案に対する対応
- 資料6・・・生活保護の教育扶助適用区分表

【質問の背景】

■日本共産党では、8月からの生活保護基準引き下げに連動し就学援助の対象範囲が狭まるのではとの懸念が広がっている事を受けて各地で質問している。(就学援助の対象は生活保護を利用している家庭の「要保護者」と生活保護に準じる経済的に困難な「準要保護者」)

■長谷川議員過去の質疑

- ・平成20年12月議会—就学援助制度水準について
- ・平成22年 3月議会—就学援助でメガネを支給対象に支援の充実を。
- ・平成22年 9月議会—準用保護基準を見直し拡充を図る。
対応：支給枠の緩和、児童生徒会費・クラブ活動費追加
- ・平成24年12月議会—学校給食の無償化＝生活困窮者には準用保護児童生徒は就学援助費で給食費支払い。

《平成25年度の準要保護児童生徒の認定状況》

小学校＝認定児童38名(保護者25名)、中学校は28名(保護者22名)の生徒を認定。8月には1回目の就学援助を行った。
※参考：申請者 小学校児童44名(保護者29名)、中学校生徒28名(保護者22名)

《就学援助制度の根拠法令》

憲法26条、教育基本法第4条、学校教育法第19条、学校保健法

《生活保護基準引き下げでの削減額》

8月より生活保護基準が引き下げられましたが、ひとり親で2人の子ども世帯のシュミレーションで引き下げ前で約16万7千円、引き下げ後で約16万3千円と、4千円程度の減額となります。(あくまでも一例です)

質問事項番号	5-2番	質問議員名	長谷川昭二(10番)
質問事項 (質問要旨)	就学援助の充実と認定基準と明確化について ①就学援助の制度について、わかりやすく周知されているのかについて。 ②給付内容の具体的な明示について。(学用品の種類や範囲) ③認定基準の明確化(客観的な数値基準)と認定の目安額の周知について ④働いている人など、保護者にとって申請しやすい手続きになっているのかについて。(休日の受付窓口の設置など)		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

【答弁要旨】

長谷川議員のご質問にお答えします。

小・中学校児童生徒の準要保護児童生徒の就学援助制度については、保護者の経済的な理由により生活が困窮し就学が困難と思われる場合に、町が、適切な財政的支援を行い、義務教育効果の向上と学校教育活動の円滑な運営を図るものであります。

この制度における事業は、町の責務として行うものであり、町内の保護者の経済的状況を勘案しながら、また、議員の意見も参考にさせていただき、見直しを図った所でございます。

現在の就学支援の内容は、「学用品費」、「通学用品費」、「給食費」、「修学旅行費」、「校外活動費」、「児童生徒会費」、「クラブ活動費」、また、新入学する児童生徒に対しては、新入学における準備もあるため「新入学学用品費」を加えて援助しております。

教育委員会としましては、町内の児童生徒が保護者の経済的理由により学校における教育に支障があってはならないと考えておりますので、この制度の保護者への周知、そのような子どもはいないか、学校及び町内関係機関と連携しながら実態把握に努めている所でございます。

周知の方法としては、年度初めに就学援助の制度概要と申請方法を町報へ掲載し、学校においては、新入学児童は10月末に実施予定の就学前健康診断時に、在校生については年度初めに全保護者に、この準要保護児童生徒就学援助制度のチラシを作成し、配布するなど、教育委員会と学校が連携しながら制度の周知を図っております。

また、年度の中途でのリストラによる無就労や保護者の離婚等の状況を見逃さないために、庁内の関係課にも周知し遺漏の無いよう連携を図っております。

例えば、児童生徒の保護者の住民異動の手続きの際には、小・中学校在籍の児童生徒に関する保護者の変更などの異動があることから、教育委員会では、住民窓口から連絡を受け、異動手続きにあわせて就学援助制度の説明を行ったり、福祉課が生活保護相談や要保護児童生徒の把握を行った場合は、その機会を通じて、就学援助制度の説明や情報提供を行うこととしています。

2点目の「学用品の種類や範囲など給付内容の具体的な明示」についてでございますが、援助項目は、北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第3条に規定しておりますが、教育委員会においては、認定審査の際にすべての申請保護者の皆様と個別面談を行う

こととしていることから、申請前の段階においては、制度の概要と「学用品費」、「給食費」などの援助項目のみを周知し、援助金額など詳細な内容については、個別の面談の際に説明することとしています。

次に、3点目の客観的な認定基準の明確化と認定の目安額の周知についてでございますが、この制度の認定の基準は、規則第13条に規定しておりますがこの認定の基準については、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、議員の平成22年9月北栄町議会一般質問の質疑を踏まえ、教育委員会で認定基準の見直し検討を行い、中部地区の他市町の状況なども参考としながら、従来の基準に3項目を加える改正を行ったところであります。また、先ほども申しましたように、教育委員会においては、認定の審査にあたって、申請保護者全員と個別に面談し生活実態の把握に努めたり、児童生徒や保護者と直接にかかわる学校から生活等の様子を聞き取りしたり、民生児童委員からも意見をいただいたりして認定審査を行っております。

従いまして、一定の数値基準に基づき線引きすることも一つの方法であるとは考えられますが、現行の認定基準の方が、より生活実態の変化等に対応できる面もあり、教育委員会としては、規則の基準に基づき面談を行い、加えて個別の生活実態の把握に十分努めながら認定審査を行っていきたいと考えております。

最後に、保護者等が申請しやすい手続きとなっているかについてでございますが、教育委員会は、毎年度、6月末日までに認定決定することから、保護者は、毎年、4月下旬までに申請書を所属する学校に提出し、各学校

は5月の上旬に教育委員会に提出することとしております。従いまして、周知から期限までには十分な余裕を持たせたものとしておりますし、申請窓口も所属学校への提出と、保護者の皆様には気軽に申請できるような配慮を行っております。

また、中途の住民異動の際は住民窓口を通じて情報収集し対応したり、生活実態の悪化があれば福祉課を通じて制度周知をするなど、出来る範囲での対応を行っております。

しかしながら、制度を必要とされている方がより利用しやすいように、

今後、学校で保護者に配布する案内チラシについてもより具体的に分かりやすい表記を工夫してまいりたいと考えております。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書

平成25年9月13日

質問事項番号	6-2番	質問議員名	津川俊仁(7番)
質問事項 (質問要旨)	県部落解放月間における取り組みの成果と課題について ・本町における今年の取り組みの成果と課題は		
答 弁 者	町長	担当課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

次に、鳥取県部落解放月間における取り組みの成果と課題についてのご質問でございます。

鳥取県部落解放月間は、県民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるために、県が関係機関と協力して各種の啓発活動を重点的に行うとして昭和45年から取り組みを続けているもので、町も趣旨に賛同し連携した取り組みを続けてきているものでございます。

この間、国においては、同和対策事業特別措置法、昭和57年から地域改善対策特別措置法、昭和62年から地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を制定し、平成14年3月末まで特別対策として取り組みを続けてまいりました。その後においても平成8年に国の地域改善対策協議会が行った最終の意見具申に、「同和問題は多くの人々の努力によって、解決に進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない」「同和問題は過去の課題ではない。この課題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題である」とし、これを受けて、平成12年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を施行、平成14年には国の人権教育・啓発に関する基本計画が策定されました。以降、同和問題は一般施策の中で取り組むこととなったものの、差別の実態

はまだあり重大な人権問題として、あらゆる差別、人権侵害の解消とともに取組みを続けていくことが明示されており、平成23年4月にあった国の基本計画の変更においても、引き続き同様の認識が持たれているところでございます。

県においても平成12年以降独自の実態調査を継続的に実施しながら、国と同様な見識のもと、現在も具体的な取組みを続け、本年度も県部落解放月間におきましては講演会、シンポジウム、街頭啓発等々、様々な形で多面的に教育・啓発を実施しています。

本町におきましても、国・県と同様の考え方のもと部落解放月間の趣旨に賛同し、継続的な取組みの中、本年度は啓発用缶バッジの着用、チラシ・告知放送による啓発、講演会の実施、県研究集会への参加など、様々な取組みを行いました。

成果と課題につきましては、県・町が実施しておりますアンケートの結果などを見ますと、地道な取組みにより同和問題への正しい認識、人権意識の高揚など改善されていることが伺え、取組みの成果はあると考えております。課題については、根強い偏見や差別事象の発生も含め、今なお差別の実態があることも現れています。

特に平成24年6月町実施の人権・同和問題に関する意識調査を、平成20年8月に実施したものと比較して見ると、例えば「あなたはここ2～3年の間に、日常生活の中で部落差別になるような発言や態度に出会ったことがありますか。」の問いに『ある』との答えは減少し、啓発・教育の成果として、発言や態度は少なくなっていることがわかります。一方、結婚問題については『同和地区の人であるかないかに関係なく本人の意思を尊重する』は増加し、『認めない』は減少傾向にあります。これらのことは人権意識の高揚が着実に進む一方、まだまだ差別意識も根強く残っているということが示されています。

このように同和問題の解決は、一朝一夕に実現するものではないと考えておりますので、粘り強く継続的に取組み、差別が解消されない限り、取組みを続けていく必要があると考えております。

以上でございます。

(参考資料)

1. 鳥取県部落解放月間説明資料
2. 平成25年度部落解放月間における北栄町の取組み
3. 「部落解放月間」成果と課題
4. 県内・町内の差別事象
5. 鳥取県人権意識調査（H23. 2実施）
6. 人権・同和問題に関する意識調査（平成24. 6実施）
7. 国・県の同和行政及び基本的方向
8. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
9. 人権教育・啓発に関する基本計画

一般質問答弁書

平成25年9月13日

質問事項番号	6-2番	質問議員名	津川俊仁(7番)
質問事項 (質問要旨)	県部落解放月間における取り組みの成果と課題について ・本町における今年の取り組みの成果と課題は		
答弁者	教育委員長	担当課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

津川議員のご質問にお答えします。

本年度鳥取県部落解放月間における本町の取組みは、7月10日Aコープだいえい店前で行いました街頭啓発活動、町報7月号への記事の掲載、啓発チラシの全戸配布、町告知放送、懸垂幕、役場職員・保育所・こども園・小中学校の児童・生徒・職員のバッジ・ワッペン^{ナカ}の期間中着用等による啓発、人権教育講演会の開催、人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会への参加などがありました。

人権教育講演会は、7月18日に教育サポーター^{なかにまきさのり} 仲島正教氏をお迎えし「あーよかったな あなたがいて ~つながりと感動~」と題して、人権について知る、出会う、気づく、つながることの大切さ。子どもの目線で関わる、大人は子どもの未来への応援団など、人権についての考え方、人と人の関わり方について、自らの教員経験も織り交ぜながら、熱く語られました。約250人の参加者があり、アンケートには、「あつという間の90分でした。心に残る講演でした。」「何も難しく考えることはなく、優しさを育てる教育。それが人権なんだなと思いました。とてもいい出会い、この会で感じることができました。」「とてもわかりやすく、楽しい話でした。泣いたり笑ったりと。家に帰ったら、子どもを思いっきり抱きしめてあげたくなりました。」など、多くの方々に有意義な会であったと言ってい

ただきました。

8月7日・8日、米子コンベンションセンターを主会場に「第38回人権尊重を実現する鳥取県研究集会」が開催され、全県下で約3,000人の方々が、北栄町からは延べ96人の方々が、様々な分野から参加されました。

鳥取県研究集会は、部落問題をはじめ様々な人権問題に気づき、解決に向けた取組みにつなげるなど、人権尊重社会を実現するため長年続けられている集会でございます。1日目全体会では、「家族への思い」と題して北朝鮮による拉致被害者家族連絡会の松本^{はじめ} 孟氏による講演などがありました。2日目は、8ヶ所の会場に分かれて分科会・分散会が開かれました。特徴的な状況として、就学前・学校教育における人権教育・人権保育、部落の歴史などについて、改めて知り、考え、正しく理解しようする傾向が見受けられます。参加者の感想の中には「発達障がいの人が自分らしく地域で暮らすためには、障がいへの理解を地域で広げること、地域で見守りや支え、個々の支援、保護者や家族を含めた支援など様々なことを大切にしていきたいと考える良い機会になりました。」という声にもありますように、有意義な集会となりました。

以上のように、鳥取県部落解放月間中は様々な事業に取組み、多くの方々に参加していただくことで、部落問題をはじめ様々な人権に関する正しい理解を着実に深めていくことができ、人権意識が浸透していくことが成果と考えております。また、課題としましては、講演会、研究集会でも取り上げられていますが、現実はまだまだ偏見などに基づく部落問題をはじめとする様々な問題について、人権侵害の事象なども起こっていますので、これらの問題が解消されるよう引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(参考資料)

1. 第38回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会
2. 北栄町人権教育・啓発推進協議会だより（人権教育講演会・県研究集会感想）
3. 北栄町人権教育講演会アンケート結果
4. 鳥取県研究集会参加者一覧
5. 鳥取県研究集会感想

一般質問答弁書

平成25年9月13日

質問事項番号	7-2番	質問議員名	奥田伸行（1番）
質問事項 （質問要旨）	教育現場の連携といじめ ①現在、各小中学校にいじめの実態はあるのか。 ②教育委員会として、対策の調査研究をしているのか。 ③近隣市町との情報交換の状況は。		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

奥田議員のご質問にお答えします。

今年の3月議会で、本町の子どもを育てる視点に立って学校間や家庭・地域社会との三者の連携を進めることが重要であることから、「連携」の考え方についてご質問がありました。

議員仰せのとおり、これら三者が連携し、こどもの人格形成に関わって行くことは教育効果を高める上でもとても重要なことであり、求められていることだと思っております。

学校教育の面而言えば、地域の方をゲストティーチャーとして講師に迎え、教科の学習を深める活動に協力して頂いています。

さらに、幼・保・小・中・高連携においては、大栄地区では「レインボープラン」北条地区においては「ドリームプロジェクトX」を実施。

園児から中学生、さらには高校生までの連続した育ちをより良いものとするため、教員同士の授業参観や、学校行事における児童生徒の交流などを中心に取り組んできましたが、本年度は教科内容の連続性を重視し、特定の教科を中心として小・中学校の教員がお互いに交流し、授業改善を行うなど中身の充実した連携になりつつある所でございます。

次に、地域あるいは家庭の連携と言う点で社会教育の分野に於きまして

は、4月から実施しております朝の定時放送における児童による「挨拶標語等の放送」であいさつを町民の方に呼び掛けたり、青少年育成北栄町民会議が募集し、現在8自治会で取り組まれ、登下校時に子どもたちとあいさつを交わす「あいさつ通りモデル自治会事業」そして、週末に地域のボランティアの方に指導を頂く「子どもほくえい塾」、さらに地域で子どもたちの学習支援や社会性を地域で育む「自治会等地域での学習活動支援事業」等を実施し、地域の力で子どもを育てる事業になって来ていると考えます。

子どもたちの健全な育成には家庭の力が重要であり、教育委員会としては、「家庭教育12カ条」の振り返りシートを作成し、各家庭で具体的な目標を持って実践していただくよう子育て講演会の折に配布しています。

今後、保育所・こども園、小、中PTA保護者との意見交換会を計画、課題の共有化を図り、更に効果の上がる連携をして子ども達の育成に資することを考えております。

次に、いじめ問題についてでございます。

現在小・中学校にいじめの実態はあるのかとのご質問でございます。

今年、5月に小中学校全児童生徒を対象に実施いたしました無記名による「いじめ調査」の結果では、飯田議員のご質問にもお答えしましたように、いじめの回答はありました。しかし、今回の調査は無記名方式でありいじめの回答内容の詳細を確認することはできません。

また、実態として、学校現場からいじめの事案としての報告は出ていない所ではありますが、結果は結果として受け止め教育委員会、学校全職員で共通認識し、情報を共有し今まで以上に子ども達の日常生活に注意を払い、早期発見・未然防止を図るよう努めたいと考えております。

2点目のご質問教育委員会として、いじめ対策の調査をしているのかについてでございますが、各学校の状況は毎月開催の教育連絡会や学校計画訪問、随時訪問等とおして、いじめ問題に対する取り組みや状況、今後

の指導のあり方などの情報を聞き、その進め方などを教育委員会で協議、検討を行い、各学校での指導に活かしてもらうように取り組んでおります。

中でも、いじめの未然防止を図るための取り組みや早期発見・早期対応の仕方など、先進事例や国や県の研究成果も参考にしながら、本町の学校に適した施策等について検討をしてくれている所です。

3点目の近隣市町との情報交換の状況についてのお尋ねであります。

この質問は、調査研究を進めることと関連しますが、8月には県教育委員会主催の市町村教育委員会委員研修の「いじめ問題等への対応について」の分科会に参加し情報交換を行いました。

近隣の市町だけでなく、全県の教育委員が出席していましたから、幅広い情報交換ができたと感じています。いじめ問題の対応について国や県が進めようとしていること、他の市町がどんな取り組みをしているのか、また課題となっているのはどんなことなのかを情報交換。意見交換をした所です。

この会では、いじめの実態把握としていじめ対応のためのアンケートをどのような目的で実施したか、成果や課題はどんな所にあるのかなどについて意見交換をしました。

また、いじめに関わる相談機関の体制整備や学校だけではなく家庭や地域でいじめをなくするために大人の関わり方の問題点等も意見として出されてきました。

冒頭で申し上げましたが、本町の子どもを健全に育てる視点に立って学校間や家庭や地域社会との三者の連携を進めることが重要であることを再認識した所でございます。

三者が同じ方向を向き、連携し、課題解決に向け力を合わせられるよう教育委員会としてこれからも力を注ぎたいと思います。

以上でございます。

(参考資料)

- ・ 5月実施いじめ実態調査資料・・・・・・・・資料1
- ・ いじめ防止対策推進法・・・・・・・・資料2
- ・ 鳥取県いじめ対策指針・・・・・・・・資料3
- ・ 三朝町いじめ対策指針・・・・・・・・資料4

平成25年度全国学力・学習状況調査 北栄町の概要について

平成25年9月9日

1 実施状況

4月24日（水曜日）に実施

【小学校6年生】

教科等	国語A	国語B	算数A	算数B	質問紙
人数	149	149	149	149	149

【中学校3年生】

教科等	国語A	国語B	数学A	数学B	質問紙
人数	130	130	131	130	131

2 教科の概要

(1) 小学校6年生

【国語A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町	149	18	12.3	68.5
鳥取県（公立）	4,989	18	11.5	63.9
全国（公立）	1,108,245	18	11.3	62.7

【国語B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町	149	10	5.1	50.7
鳥取県（公立）	4,990	10	5.0	50.4
全国（公立）	1,108,075	10	4.9	49.4

【算数A】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町	149	19	14.9	78.4
鳥取県（公立）	4,989	19	14.8	78.1
全国（公立）	1,108,272	19	14.7	77.2

【算数B】

	児童数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町	149	13	8.1	62.2
鳥取県（公立）	4,989	13	7.8	60.2
全国（公立）	1,108,107	13	7.6	58.4

国語

○国語A（主として知識）…18問

- ・平均正答率は、全国に比べて+5.6ポイント（H24年度は+1.1ポイント）
- ・平均正答率は、県に比べて+4.6ポイント（H24年度は-0.5ポイント）
- ・学習指導要領のすべての領域で全国平均を上回っている。
- ・平均正答率が全国平均以上の問題は14問。
 - 「学年別漢字配当表に示されている漢字を正しく読む」問題（全国比+23.7ポイント）
 - 「学年別漢字配当表に示されている漢字を正しく書く」問題（全国比+19.0ポイント）
- ・平均正答率が全国平均未満の問題は4問。
 - 「学年別漢字配当表に示されている漢字を正しく書く」問題（全国比-8.0ポイント）
 - 「学年別漢字配当表に示されている漢字を正しく読む」問題（全国比-5.4ポイント）

○国語B（主として活用）…10問

- ・平均正答率は、全国に比べて+1.3ポイント（H24年度は-1.0ポイント）
- ・平均正答率は、県に比べて+0.3ポイント（H24年度は-1.6ポイント）
- ・学習指導要領の領域で、全国平均を上回っているのは、「書くこと」「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」であり、全国平均を下回っているのは、「話すこと・聞くこと」である。
- ・平均正答率が全国平均以上の問題は6問。
 - 「目的や意図に応じ、必要な内容を適切に書き加える」問題（全国比+8.0ポイント）
 - 「3人の推薦文を比べて読み、推薦している対象や理由を捉える」問題（全国比+5.7ポイント）
- ・平均正答率が全国平均未満の問題は4問。
 - 「話し手の意図を捉えながら聞き、適切に助言をする」問題（全国比-2.9ポイント）
 - 「2人の推薦文を比べて読み、読み方の違いを捉える」問題（全国比-2.2ポイント）

〔国語関係の質問紙〕

■全国平均より高い主なもの

- ・「読書は好きですか」（+4.4ポイント）
- ・「今回の国語の問題について、解答を文章で書く問題がありましたが、どのように解答しましたか」（+3.4ポイント）

■全国平均より低い主なもの

- ・「国語の授業で自分の考えを書くとき、考えの理由が分かるように気を付けて書いていますか」（-5.1ポイント）
- ・「国語の授業で意見などを発表するとき、うまく伝わるように話の組み立てを工夫していますか」（-5.0ポイント）

②算数

○算数A（主として知識）…19問

- ・平均正答率は、全国に比べて+1.2ポイント（H24年度は+2.3ポイント）
- ・平均正答率は、県に比べて+0.3ポイント（H24年度は+2.8ポイント）
- ・学習指導要領のすべての領域で全国平均を上回っている。
- ・平均正答率が全国平均以上の問題は15問。
 - 「1a（1アール）の面積と等しい正方形の一辺の長さを理解している」問題（全国比+8.8ポイント）
 - 「乗数が整数である場合の分数の乗法の計算をすることができる」問題（全国比+7.1ポイント）
- ・平均正答率が全国平均未満の問題は4問。
 - 「単位量当たりの大きさを求める除法の式の意味を理解している」問題（全国比-9.1ポイント）
 - 「同分母の分数の加法の計算をすることができる」問題（全国比-7.7ポイント）

○算数B（主として活用）…13問

- ・平均正答率は、全国に比べて+3.8ポイント（H24年度は+0.6ポイント）
- ・平均正答率は、県に比べて+2.0ポイント（H24年度は+2.2ポイント）
- ・学習指導要領のすべての領域で全国平均を上回っている。
- ・平均正答率が全国平均以上の問題は12問。
 - 「表から数値を適切に取り出して、二つの数量の関係が比例の関係ではないことを記述できる」問題（全国比+7.8ポイント）
 - 「棒グラフと折れ線グラフの両方が示されたグラフから、必要な情報を読み取ることができる」問題（全国比+6.5ポイント）
- ・平均正答率が全国平均未満の問題は1問。
 - 「情報を整理し、筋道を立てて考え、三つの条件全てに当てはまる乗り物を判断することができる」問題（全国比-4.0ポイント）

[算数関係の質問紙]

■全国平均より高い主なもの

- ・「算数の授業の内容はよく分かりますか」（+6.4ポイント）
- ・「今回の算数の問題について、言葉や式を使ってわけや求め方を書く問題がありましたが、どのように解答しましたか」（+6.1ポイント）

■全国平均より低い主なもの

- ・「算数の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか」（-6.5ポイント）
- ・「算数の授業で新しい問題に出合ったとき、それを解いてみたいと思いますか」（-4.0ポイント）

(2) 中学校3年生

【国語A】

	生徒数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町	130	32	24.1	75.3
鳥取県(公立)	4,782	32	24.8	77.6
全国(公立)	1,026,851	32	24.4	76.4

【国語B】

	生徒数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町	130	9	5.8	64.6
鳥取県(公立)	4,787	9	6.2	68.6
全国(公立)	1,027,087	9	6.1	67.4

【数学A】

	生徒数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町	131	36	22.5	62.4
鳥取県(公立)	4,787	36	23.3	64.8
全国(公立)	1,027,458	36	22.9	63.7

【数学B】

	生徒数	問題数	平均正答数	平均正答率
北栄町	130	16	6.4	39.9
鳥取県(公立)	4,784	16	6.9	43.0
全国(公立)	1,027,411	16	6.6	41.5

①国語

○国語A(主として知識)…32問

- ・平均正答率は、全国に比べて-1.1ポイント(H24年度は+0.7ポイント)
- ・平均正答率は、県に比べて-2.3ポイント(H24年度は-0.2ポイント)
- ・学習指導要領の領域で、全国平均を上回っているのは、「書くこと」であり、全国平均を下回っているのは、「話すこと・聞くこと」「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」である。
- ・平均正答率が全国平均以上の問題は14問。
 - 「文脈に即して漢字を正しく書く」問題(全国比+6.9ポイント)
 - 「文脈に即して漢字を正しく読む」問題(全国比+5.2ポイント)

- ・平均正答率が全国平均未満の問題は18問。
「描写に注意して読み、内容を理解する」問題（全国比−14.5ポイント）
「語句の意味を理解し、文脈の中で適切に使う」問題（全国比−11.2ポイント）

○国語B（主として活用）…9問

- ・平均正答率は、全国に比べて−2.8ポイント（H24年度は+2.3ポイント）
- ・平均正答率は、県に比べて−4.0ポイント（H24年度は+0.4ポイント）
- ・学習指導要領の領域で、全国平均を下回っているのは、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」であり、全国平均を上回っている領域はなかった。
- ・平均正答率が全国平均以上の問題は3問。
「課題を決め、それに応じた情報の収集方法を考える」問題（全国比+2.9ポイント）
「図と文章との関係を捉える」問題（全国比+1.9ポイント）
- ・平均正答率が全国平均未満の問題は6問。
「漢字の特徴を捉えて、自分の考えを具体的に書く」問題（全国比−10.0ポイント）
「段落相互の関係を理解し、文章の展開を捉える」問題（全国比−5.5ポイント）

〔国語関係の質問紙〕

■全国平均より高い主なもの

- ・「国語の授業で自分の考えを書くとき、考えの理由が分かるように気を付けて書いていますか」（+9.1ポイント）
- ・「読書は好きですか」（+8.5ポイント）

■全国平均より低い主なもの

- ・「国語の授業で文章を読むとき、段落や話のまとめりごとに内容を理解しながら読んでいますか」（−2.6ポイント）
- ・「国語の勉強は好きですか」（−2.0ポイント）

②数 学

○数学A（主として知識）…36問

- ・平均正答率は、全国に比べて−1.3ポイント（H24年度は+0.4ポイント）
- ・平均正答率は、県に比べて−2.4ポイント（H24年度は−1.5ポイント）
- ・学習指導要領の領域で、全国平均を上回っているのは、「図形」であり、全国平均を下回っているのは、「数と式」「関数」「資料の活用」である。

- ・平均正答率が全国平均以上の問題は13問。
「数の集合と四則計算の可能性について理解している」問題（全国比+5.9ポイント）
「球の体積を、球がぴったり入る円柱の体積との関係から理解している」問題（全国比+5.6ポイント）
- ・平均正答率が全国平均未満の問題は23問。
「分数の乗法の計算ができる」問題（全国比-9.9ポイント）
「確率の意味を理解している」問題（全国比-8.7ポイント）

○数学B（主として活用）…16問

- ・平均正答率は、全国に比べて-1.6ポイント（H24年度は-1.8ポイント）
- ・平均正答率は、県に比べて-3.1ポイント（H24年度は-2.0ポイント）
- ・学習指導要領の領域で、全国平均を上回っているのは「資料の活用」であり、全国平均を下回っているのは、「数と式」「図形」「関数」である。
- ・平均正答率が全国平均以上の問題は7問。
「資料の傾向を的確に捉え、事柄の特徴を数学的に説明することができる」問題（全国比+7.5ポイント）
「数学的な結果を事象に即して解釈することができる」問題（全国比+5.7ポイント）
- ・平均正答率が全国平均未満の問題は9問。
「事柄が成り立つ理由を、示された方針に基づいて説明することができる」問題（全国比-9.6ポイント）
「説明の方針を立てることができる」問題（全国比-7.9ポイント）

[数学関係の質問紙]

■全国平均より高い主なもの

- ・「今回の数学の問題について、解答を言葉や式を使って説明する問題がありましたが、最後まで解答を書こうと努力しましたか」（+7.8ポイント）
- ・「数学の授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考えますか」（+7.2ポイント）

■全国平均より低い主なもの

- ・「数学の勉強は好きですか」（-4.4ポイント）
- ・「数学の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか」（-1.9ポイント）

3 質問紙調査の概要

○「朝食を毎日食べていますか」に肯定的な回答は、児童 98.7%、生徒 97.7%で、全国比はそれぞれ+2.4 ポイント、+3.9 ポイントである。

○「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか」に肯定的な回答は、児童 67.1%、生徒 59.6%で、全国比はそれぞれ-7.9 ポイント、-7.2 ポイントである。

○「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的な回答は、児童 72.5%、生徒 64.1%で、全国比はそれぞれ-3.2 ポイント、-2.3 ポイントである。

○「普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか（テレビゲーム除く）」に「2時間以上」と回答したのは、児童 68.5%、生徒 70.3%で、全国比はそれぞれ-6.0 ポイント、-14.8 ポイントである。

○「本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館にどれくらい行きますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）」で「週に1回以上行く」という回答は、児童 45.6%、生徒 26.0%で、全国比はそれぞれ+25.1 ポイント、+16.8 ポイントである。

○「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」に肯定的な回答は、児童 73.8%、生徒 45.8%で、全国比はそれぞれ+14.9 ポイント、+1.3 ポイントである。

○「家で、学校の宿題をしていますか」に肯定的な回答は、児童 98.7%、生徒 92.3%で、全国比はそれぞれ+2.3 ポイント、+5.5 ポイントである。

○「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に肯定的な回答は、児童 87.2%、生徒 67.9%で、全国比はそれぞれ+23.3 ポイント、+26.3 ポイントである。

○「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」に肯定的な回答は、児童 53.7%、生徒 48.1%で、全国比はそれぞれ-3.7 ポイント、-3.7 ポイントである。

○「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に肯定的な回答は、児童 32.2%、生徒 19.0%で、全国比はそれぞれ-6.4 ポイント、-7.8 ポイントである。

○「普段の授業では、学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていると思いますか」に肯定的な回答は、児童 87.9%、生徒 86.2%で、全国比はそれぞれ+8.6 ポイント、+21.5 ポイントである。

4 傾向と対策

(1) 小学校6年生

①国語

- ・問題A、Bの平均正答率と学習指導要領の各領域の平均正答率ともに、全国と県の平均正答率を上回っている。問題Aでは、評価の観点で特によかったのは、「国語への関心・意欲・態度」であり、問題形式で特によかったのは「記述式」であった。きめ細かな指導を心がけて取り組んだ成果として、意欲や書く力の向上につながったとみることができる。
- ・質問紙調査で「読書は好きですか」について肯定的回答は全国より4.4ポイント高かった。「本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館にどれくらい行きますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）」で「週に1回以上行く」という回答は、全国より25.1ポイント高かった。図書の整備や図書館教育の取り組みの成果としてみることができる。
- ・B問題の正答率がA問題に比べて低い傾向がある。活用する力をさらに伸ばすために、基礎的・基本的な知識・技能を活用する場면을授業の中に取り入れていくことが大切である。

②算数

- ・問題A、Bの平均正答率が全国と県の平均正答率を上回っている。学習指導要領の各領域の平均正答率は、全国の平均正答率を上回っている。国語と同様に、きめ細かな指導を心がけて取り組んだ成果とみることができる。基本事項の習得を繰り返す行くと同時に、活用する力も伸ばしていきたい。
- ・質問紙調査で「算数の授業の内容はよく分かりますか」に肯定的な回答は、全国比で6.4ポイント高い。授業改善に取り組んできた成果と見ることができる。「数学の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか」に肯定的な回答は、全国比で6.5ポイント低い。学んだことをさらに活用する場面を設定し、算数の楽しさやよさに気づく経験をさせたい。

③生活

- ・質問紙調査で「朝食を食べていますか」に肯定的な回答は98.7%で、全国比で2.4ポイント高い。就寝・起床時刻に関する質問への回答を含めて、規則的な生活ができている傾向がある。ただし、質問紙調査で「普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか（テレビゲーム除く）」に「2時間以上」と回答した児童は68.5%で全国比+6.0ポイントである。時間の使い方について考え、よい良い生活をしていこうとする意識を高めたい。
- ・質問紙調査で「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」に肯定的な回答は73.8%で、全国比で14.9ポイント高い。意欲をもって計画的に取り組む児童の傾向がうかがわれる。

- ・質問紙調査で「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に肯定的な回答は87.2%で、全国比で+23.3ポイントとかなり高い。地域の取り組みのよさをよく現している。ただし、「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という問いの肯定的回答は、全国比を下回っている。地域や社会の一員であるという意識を持っていろいろな体験をすることを通して、意識の向上や行動する力につなげていきたい。そのためには、自己有用感を高めることもしていきたい。

(2) 中学校3年生

①国語

- ・平均正答率は、問題A・Bともに全国をやや下回っている。問題Aにおいて、学習指導要領の「話すこと・聞くこと」領域、評価の観点の「話す力・聞く能力」が低い傾向がある。目的に応じて資料を読んで自分の考えを話したり、意見などを発表するときは話の組み立てを工夫したり、文章を読むときは、段落や話のまとまりごとの内容を理解しながら読んだりするなどの重要なことがらが身につくような授業を構成していきたい。
- ・質問紙調査で「国語の授業で自分の考えを書くとき、考えの理由が分かるように気を付けて書いていますか」の肯定的回答が全国より9.1ポイント高く。発表するときは、始めに自分の考えを述べ、次にその理由を言うと指導の成果と見ることができる。
- ・質問紙調査で「読書は好きですか」について肯定的回答は全国より8.5ポイント高かった。「本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館にどれくらい行きますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）」で「週に1回以上行く」という回答は、全国より16.8ポイント高かった。小学校6年生と同様に、図書の整備や図書館教育の取り組みの成果としてみるができる。

②数学

- ・平均正答率は、問題A・Bともに全国をやや下回っている。基本事項の習得を繰り返し行ったり、学んだことを活用する場面を設定したりすることが必要である。同時に、正答率の低い問題を分析し、弱点克服を図りたい。その例としては、分数の計算、確率、ヒストグラム、文字式の活用、平行四辺形になるための条件があげられる。
- ・質問紙調査で「今回の数学の問題について、解答を言葉や式を使って説明する問題がありましたが、最後まで解答を書こうと努力しましたか」「数学の授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考えますか」の肯定的回答は全国と比べてそれぞれ+7.8ポイント、+7.2ポイントである。問題に粘り強く取り組んだり、よ

りよい方法を考えたりする生徒の意欲の高さや熱心さがうかがわれる。

- ・質問紙調査で「数学の勉強は好きですか」「数学の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか」の肯定的回答は、全国と比べてそれぞれ-4.4ポイント、-1.9ポイントである。小学校6年生と同様に、学んだことをさらに活用する場面を設定し、数学の楽しさやよさに気づく経験をさせたい。

③生活

- ・質問紙調査で「朝食を食べていますか」に肯定的な回答は97.7%で、全国比で3.9ポイント高い。小学校6年生も同様のよい傾向である。
- ・質問紙調査で「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか(テレビゲーム除く)」に「2時間以上」と回答した生徒は70.3%で全国比+14.8ポイントである。ノーメディアデーなどの取り組みを充実させ、よい良い生活をしていこうとする意識を高め、行動につなげたい。
- ・質問紙調査で「家で、学校の宿題をしていますか」に肯定的な回答は92.3%で、全国比で5.5ポイント高い。「家で、学校の授業の予習をしていますか」「家で、学校の授業の復習をしていますか」の肯定的回答は全国と比べてそれぞれ-3.7ポイント、-2.7ポイントである。宿題を中心とした家庭学習であることがうかがえる。思考力・表現力・判断力につながるように自ら進んで考える活動を家庭学習に取り入れていく指導も必要である。
- ・質問紙調査で「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に肯定的な回答は67.9%で、全国比で+26.3ポイント高い。児童の87.2%に比べると低くなるが、高い数値といえる。中学生になり参加が減る傾向はあるが、地域の行事によく参加しているといえる。

④その他

- ・質問紙調査で「普段の授業では、本やインターネットを使って、グループで調べる活動をよく行っていると思いますか」「普段の授業では、自分の考えを発表する機会が与えられていると思いますか」「普段の授業では、生徒の間に話し合う活動をよく行っていると思いますか」の肯定的回答は全国と比べてそれぞれ+9.1ポイント、+5.8ポイント、+21.5ポイントである。生徒が主体的に学ぶことを目指して授業改善に取り組んだ成果が、表れているとみることができる。

質問番号			質問事項	肯定的回答			全国との比較
I	II	III		北栄町	県	全国	
(1)	(1)	(1)	朝食を毎日食べていますか	98.7	97.0	96.3	2.4
(2)	(2)	(2)	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか	81.9	80.7	78.9	3.0
(3)	(3)	(3)	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか	90.6	91.6	90.9	-0.3
(4)	(4)	(4)	ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか	92.6	94.1	94.3	-1.7
(5)	(5)	(5)	難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか	67.1	76.3	75.0	-7.9
(6)	(6)	(6)	自分には、よいところがあると思いますか	72.5	75.6	75.7	-3.2
(7)	(7)	(12)	将来の夢や目標を持っていますか	87.9	85.3	87.7	0.2
(8)	(8)	(18)	普段（月～金曜日）、何時ごろに起きますか（朝7時までに起きる）	93.3	88.5	80.0	13.3
(9)	(9)	(19)	普段（月～金曜日）、何時ごろに寝ますか（夜11時までに寝る）	91.9	90.0	85.2	6.7
(10)	(10)	(20)	普段（月～金曜日）、1日にどれくらいの時間、睡眠をとることが最も多いですか（8時間以上寝る）	81.3	77.2	74.5	6.8
(11)	(11)	(21)	普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか（テレビゲーム除く）（2時間以上する）	68.5	65.9	62.5	6.0
(12)	(12)	(22)	普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム含む）をしますか（1時間以上する）	47.6	47.9	53.0	-5.4
(15)	(13)	(23)	学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾や家庭教師含む）（2時間以上勉強している）	27.6	23.6	27.1	0.5
(16)	(14)	(24)	土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾や家庭教師含む）（3時間以上勉強している）	11.4	8.8	12.1	-0.7
(17)	(15)	(25)	学習塾（家庭教師含む）で勉強をしていますか	35.6	39.0	49.4	-13.8
(18)	(16)	(26)	土曜日の午前は、何をして過ごすことが多いですか（習い事やスポーツ、地域の活動に参加している）	29.5	28.1	26.8	2.7
(19)	(17)	(27)	土曜日の午後は、何をして過ごすことが多いですか（習い事やスポーツ、地域の活動に参加している）	22.1	27.5	25.0	-2.9
(20)	(18)	(28)	家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）（10分以上読書している）	71.1	68.9	62.9	8.2
(21)	(19)	(29)	本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館にどれくらい行きますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）（週に1回以上行く）	45.6	37.1	20.5	25.1
(23)	(20)	(30)	家の人（兄弟姉妹除く）と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか	92.0	90.8	89.0	3.0

質問番号			質問事項	肯定的回答			全国との比較
I	II	III		北栄町	県	全国	
(24)	(21)	(31)	家の人（兄弟姉妹除く）と学校での出来事について話をしていますか	69.8	76.8	76.5	-6.7
(25)	(22)	(32)	家の手伝いをしていますか	75.1	76.6	80.5	-5.4
(26)	(23)	(33)	携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか（携帯電話やスマートフォンを持っていない）	64.4	65.0	53.9	10.5
(29)	(24)	(34)	家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか	73.8	61.8	58.9	14.9
(30)	(25)	(35)	家で、学校の宿題をしていますか	98.7	96.9	96.4	2.3
(31)	(26)	(36)	家で、学校の授業の予習をしていますか	36.2	40.2	41.3	-5.1
(32)	(27)	(37)	家で、学校の授業の復習をしていますか	51.0	56.1	51.4	-0.4
(35)	(28)	(38)	学校に行くのは楽しいと思いますか	87.2	85.7	85.0	2.2
(36)	(29)	(39)	学校で友達に会うのは楽しいと思いますか	96.7	96.3	96.0	0.7
(37)	(31)	(41)	今住んでいる地域の行事に参加していますか	87.2	79.1	63.9	23.3
(38)	(32)	(42)	地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がありますか	53.7	57.1	57.4	-3.7
(39)	(33)	(43)	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか	32.2	37.3	38.6	-6.4
(44)	(41)	(44)	学校のきまりを守っていますか	95.3	92.4	90.6	4.7
(45)	(43)	(46)	人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか	90.0	93.3	93.0	-3.0
(46)	(44)	(47)	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	98.7	96.8	95.9	2.8
(47)	(45)	(48)	人の役に立つ人間になりたいと思いますか	93.3	94.3	93.6	-0.3
(48)	(46)	(54)	普段の授業では、本やインターネットを使って、グループで調べる活動をよく行っていると思いますか	48.3	54.7	56.6	-8.3
(49)	(47)	(55)	普段の授業では、自分の考えを発表する機会が与えられていると思いますか	85.3	85.8	81.5	3.8
(50)	(48)	(56)	普段の授業では、学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていると思いますか	87.9	84.6	79.3	8.6
(51)	(50)	(59)	400字詰め原稿用紙2～3枚の感想文や説明文を書くことは難しいと思いますか	63.1	64.3	65.6	-2.5

質問番号			質問事項	肯定的回答			全国との比較
I	II	III		北栄町	県	全国	
(52)	(51)	(60)	学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることは難しいと思いますか	63.1	57.2	59.3	3.8
(53)	(52)	(62)	国語の勉強は好きですか	53.0	58.5	57.9	-4.9
(54)	(53)	(63)	国語の勉強は大切だと思いますか	87.2	91.8	91.0	-3.8
(55)	(54)	(64)	国語の授業の内容はよく分かりますか	78.6	81.3	79.9	-1.3
(56)	(55)	(65)	読書は好きですか	76.5	74.7	72.1	4.4
(57)	(56)	(66)	国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	85.2	89.4	87.2	-2.0
(58)	(57)	(67)	国語の授業で目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりしていますか	58.4	62.2	59.4	-1.0
(59)	(58)	(68)	国語の授業で意見などを発表するとき、うまく伝わるように話の組み立てを工夫していますか	52.3	61.0	57.3	-5.0
(60)	(59)	(69)	国語の授業で自分の考えを書くと、考えの理由が分かるように気を付けて書いていますか	63.8	68.7	68.9	-5.1
(61)	(60)	(70)	国語の授業で文章を読むとき、段落や話のまとめごとに内容を理解しながら読んでいますか	69.1	71.2	73.3	-4.2
(67)	(61)	(71)	今回の国語の問題について、解答を文章で書く問題がありましたが、どのように解答しましたか	73.2	72.3	69.8	3.4
(73)	(62)	(72)	算数の勉強は好きですか	64.4	65.0	66.2	-1.8
(74)	(63)	(73)	算数の勉強は大切だと思いますか	94.7	92.5	92.1	2.6
(75)	(64)	(74)	算数の授業の内容はよく分かりますか	86.6	80.9	80.2	6.4
(76)	(65)	(75)	算数の授業で新しい問題に出合ったとき、それを解いてみたいと思いますか	73.2	77.2	77.2	-4.0
(77)	(66)	(76)	算数の問題の解き方が分からないときは、諦めずにいろいろな方法を考えますか	76.5	80.5	77.4	-0.9
(78)	(67)	(77)	算数の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか	59.7	65.1	66.2	-6.5
(79)	(68)	(78)	算数の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	93.3	90.4	88.8	4.5
(80)	(69)	(79)	算数の授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考えますか	81.9	79.0	79.7	2.2
(81)	(70)	(80)	算数の授業で公式やきまりを習うとき、そのわけを理解するようにしていますか	85.2	81.1	80.4	4.8
(82)	(71)	(81)	算数の授業で問題の解き方や考え方が分かるようにノートに書いていますか	82.5	83.7	82.5	0.0
(83)	(77)	(82)	今回の算数の問題について、言葉や式を使ってわけや求め方を書く問題がありましたが、どのように解答しましたか	80.5	78.6	74.4	6.1

質問番号			質問事項	肯定的回答			全国との比較
I	II	III		北栄町	県	全国	
(1)	(1)	(1)	朝食を毎日食べていますか	97.7	95.8	93.8	3.9
(2)	(2)	(2)	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか	77.1	77.1	74.3	2.8
(3)	(3)	(3)	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか	93.2	92.4	92.3	0.9
(4)	(4)	(4)	ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか	93.1	93.7	93.7	-0.6
(5)	(5)	(5)	難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか	59.6	65.9	66.8	-7.2
(6)	(6)	(6)	自分には、よいところがあると思いますか	64.1	66.0	66.4	-2.3
(7)	(7)	(12)	将来の夢や目標を持っていますか	72.5	70.9	73.5	-1.0
(8)	(8)	(18)	普段（月～金曜日）、何時ごろに起きますか（朝7時までに起きる）	60.3	65.2	71.2	-10.9
(9)	(9)	(19)	普段（月～金曜日）、何時ごろに寝ますか（夜11時までに寝る）	40.5	33.1	33.9	6.6
(10)	(10)	(20)	普段（月～金曜日）、1日にどれくらいの時間、睡眠をとることが最も多いですか（8時間以上寝る）	35.1	28.7	23.9	11.2
(11)	(11)	(21)	普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか（テレビゲーム除く）（2時間以上見る）	70.3	58.4	55.5	14.8
(12)	(12)	(22)	普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム含む）をしますか（1時間以上する）	45.0	46.7	48.0	-3.0
(15)	(13)	(23)	学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾や家庭教師含む）（2時間以上勉強している）	29.8	33.3	36.5	-6.7
(16)	(14)	(24)	土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾や家庭教師含む）（3時間以上勉強している）	13.8	17.3	17.2	-3.4
(17)	(15)	(25)	学習塾（家庭教師含む）で勉強をしていますか	48.1	52.9	60.3	-12.2
(18)	(16)	(26)	土曜日の午前は、何をして過ごすことが多いですか（①学校の部活動）	64.1	72.9	65.2	-1.1
(19)	(17)	(27)	土曜日の午後は、何をして過ごすことが多いですか（⑤家でテレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたりしている）	32.8	25.6	21.3	11.5
(20)	(18)	(28)	家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）（10分以上読書している）	61.9	56.0	51.4	10.5
(21)	(19)	(29)	本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館にどれくらい行きますか（教科書や参考書、漫画や雑誌除く）（週に1回以上行く）	26.0	17.9	9.2	16.8
(23)	(20)	(30)	家の人（兄弟姉妹除く）と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか	82.4	87.4	82.8	-0.4

質問番号			質問事項	肯定的回答			全国との比較
I	II	III		北栄町	県	全国	
(24)	(21)	(31)	家の人（兄弟姉妹除く）と学校での出来事について話をしていますか	68.7	68.9	66.6	2.1
(25)	(22)	(32)	家の手伝いをしていますか	71.7	62.5	64.5	7.2
(26)	(23)	(33)	携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか（携帯電話やスマートフォンを持っていない）	58.8	59.5	35.3	23.5
(29)	(24)	(34)	家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか	45.8	46.2	44.5	1.3
(30)	(25)	(35)	家で、学校の宿題をしていますか	92.3	89.5	86.8	5.5
(31)	(26)	(36)	家で、学校の授業の予習をしていますか	29.8	24.0	33.5	-3.7
(32)	(27)	(37)	家で、学校の授業の復習をしていますか	45.9	45.2	48.6	-2.7
(35)	(28)	(38)	学校に行くのは楽しいと思いますか	77.1	81.0	80.5	-3.4
(36)	(29)	(39)	学校で友達に会うのは楽しいと思いますか	88.6	93.8	94.5	-5.9
(37)	(31)	(42)	今住んでいる地域の行事に参加していますか	67.9	48.7	41.6	26.3
(38)	(32)	(43)	地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がありますか	48.1	48.9	51.8	-3.7
(39)	(33)	(44)	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか	19.0	23.7	26.8	-7.8
(44)	(41)	(45)	学校の規則を守っていますか	94.7	93.8	92.5	2.2
(45)	(43)	(47)	人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか	97.7	94.4	94.2	3.5
(46)	(44)	(48)	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	97.0	94.8	93.5	3.5
(47)	(45)	(49)	人の役に立つ人間になりたいと思いますか	93.9	93.6	93.3	0.6
(48)	(46)	(55)	普段の授業では、本やインターネットを使って、グループで調べる活動をよく行っていると思いますか	40.5	36.5	31.4	9.1
(49)	(47)	(56)	普段の授業では、自分の考えを発表する機会が与えられていると思いますか	84.0	84.8	78.2	5.8
(50)	(48)	(57)	普段の授業では、生徒の間で話し合う活動をよく行っていると思いますか	86.2	77.9	64.7	21.5
(51)	(50)	(60)	400字詰め原稿用紙2～3枚の感想文や説明文を書くことは難しいと思いますか	77.9	67.2	67.7	10.2

質問番号			質問事項	肯定的回答			全国との比較
I	II	III		北栄町	県	全国	
(52)	(51)	(61)	学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章を書いたりすることは難しいと思いますか	71.0	67.2	67.9	3.1
(53)	(52)	(63)	国語の勉強は好きですか	55.7	57.2	57.7	-2.0
(54)	(53)	(64)	国語の勉強は大切だと思いますか	91.6	88.9	88.4	3.2
(55)	(54)	(65)	国語の授業の内容はよく分かりますか	77.9	71.2	71.9	6.0
(56)	(55)	(66)	読書は好きですか	78.6	73.0	70.1	8.5
(57)	(56)	(67)	国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	87.8	83.8	81.4	6.4
(58)	(57)	(68)	国語の授業で目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりしていますか	50.3	55.9	52.2	-1.9
(59)	(58)	(69)	国語の授業で意見などを発表するとき、うまく伝わるように話の組み立てを工夫していますか	45.8	48.9	47.1	-1.3
(60)	(59)	(70)	国語の授業で自分の考えを書くとき、考えの理由が分かるように気を付けて書いていますか	69.5	60.8	60.4	9.1
(61)	(60)	(71)	国語の授業で文章を読むとき、段落や話のまとまりごとに内容を理解しながら読んでいますか	61.9	63.8	64.5	-2.6
(67)	(61)	(72)	今回の国語の問題について、解答を文章で書く問題がありましたが、最後まで解答を書こうと努力しましたか	78.6	73.5	73.0	5.6
(73)	(62)	(73)	数学の勉強は好きですか	51.1	52.1	55.5	-4.4
(74)	(63)	(74)	数学の勉強は大切だと思いますか	83.9	81.1	80.5	3.4
(75)	(64)	(75)	数学の授業の内容はよく分かりますか	71.0	66.9	70.5	0.5
(76)	(65)	(76)	数学ができるようになりたいと思いますか	94.7	90.8	90.8	3.9
(77)	(66)	(77)	数学の問題の解き方が分からないときは、諦めずにいろいろな方法を考えますか	71.7	66.2	67.3	4.4
(78)	(67)	(78)	数学の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか	35.8	35.9	37.7	-1.9
(79)	(68)	(79)	数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	74.0	72.3	69.6	4.4
(80)	(69)	(80)	数学の授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考えますか	74.1	63.7	66.9	7.2
(81)	(70)	(81)	数学の授業で公式やきまりを習うとき、その根拠を理解するようにしていますか	68.7	68.1	70.0	-1.3
(82)	(71)	(82)	数学の授業で問題の解き方や考え方が分かるようにノートに書いていますか	80.9	79.6	79.8	1.1
(83)	(77)	(83)	今回の数学の問題について、解答を言葉や式を使って説明する問題がありましたが、最後まで解答を書こうと努力しましたか	52.7	42.8	44.9	7.8

広島県尾道市教育委員会
教育長 佐藤 昌弘 様

鳥取県東伯郡北栄町教育委員会
教育長 岩垣 博士

視察研修について (お願い)

秋涼の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、お電話で視察研修の受け入れのお願いをさせていただいたところ、ご快諾いただきありがとうございます。

つきましては、将来の日本や地域社会の発展を担っていく子どもたちの教育について、貴市教育委員会及び市立土堂小学校の取り組みを研修させていただき、今後の本町教育行政に役立てていきたいと考えておりますので、大変ご多用中のこととは存じますが、訪問団の受け入れにつきまして何卒格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 訪問日程 平成25年10月17日 (木曜日)
午後1時30分から午後3時30分ごろまで
- 2 視察希望内容
 - (1) 基礎学力向上 (モジュール学習・教員研修等) の取り組みについて
 - (2) 小学校外国語活動の取り組みについて
 - (3) 家庭教育や地域活動への支援などの取り組みについて
 - (4) 小・中学校連携の取り組みについて
 - (5) 教育委員の学校現場との連携活動について
 - (6) その他貴市で特筆すべき取り組みについて
- 3 訪問者 (6名)
北栄町教育委員会
教育委員長 福光純一、委員長職務代理 河本恒夫、教育委員 齋尾暁美、
教育委員 磯江典子、教育長 岩垣博士、教育総務課学校教育室長 大庭 博

担当 〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

北栄町教育委員会事務局 教育総務課学校教育室 大庭

TEL 0858-37-5870 FAX 0858-37-3242

E-mail h-ooba@e-hokuei.net

岡山県倉敷市教育委員会

教育長 井上 正義 様

鳥取県東伯郡北栄町教育委員会

教育長 岩垣 博士

視察研修について (お願い)

秋涼の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、お電話で視察研修の受け入れのお願いをさせていただいたところ、ご快諾いただきありがとうございます。

つきましては、将来の日本や地域社会の発展を担っていく子どもたちの教育について、貴市教育委員会及び市立小・中学校の取り組みを研修させていただき、今後の本町教育行政に役立てていきたいと考えておりますので、大変ご多用中のこととは存じますが、訪問団の受け入れにつきまして何卒格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 訪問日程 平成25年10月18日(金曜日)
午前9時30分から午前11時30分ごろまで
- 2 視察希望内容
 - (1) 基礎学力向上の取り組みについて
 - (2) 小学校外国語活動の取り組みについて
 - (3) 家庭教育や地域活動への支援などの取り組みについて
 - (4) 学校教育におけるICT教育環境整備の取り組みについて
 - (5) 教育委員の学校現場との連携活動について
 - (6) その他貴市で特筆すべき取り組みについて

3 訪問者(6名)

北栄町教育委員会

教育委員長 福光純一、委員長職務代理 河本恒夫、教育委員 齋尾暁美、

教育委員 磯江典子、教育長 岩垣博士、教育総務課学校教育室長 大庭 博

担当 〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

北栄町教育委員会事務局 教育総務課学校教育室 大庭

TEL 0858-37-5870 FAX 0858-37-3242

E-mail h-ooba@e-hokuei.net

第9回教育委員会定例会 河本代理 確認事項

行政報告

教育総務課

その他特徴的な事項

- 2 児童生徒が～ (P4)
 1. 運動部部活外部指導者の配置
 - ①指導者研修を実施しているか。
- 5 安全・安心な学校給食の提供 (P5)
食育計画の進捗状況確認

協議事項

北栄町スポーツ表彰～ (P14～)

- 1 委員長の議会答弁の確認 (P33)
別添-1の通り
- 2 要綱を設定した経緯の確認
 1. 昨年の委員会では特筆する意見がないまま要綱を決定したようだ。
 2. 教育委員会の意見を伺うとなっているがどういうことだろうか。
(「1.」の関連か?)
- 3 表彰対象者の範囲を広げることが、スポーツ振興に寄与するのか。

保護者と教育委員の意見交換会

保育所・こども園の保護者と～ (P27)

保護者同士のつながりをテーマにした理由の確認

報告事項

平成25年度全国学力・学習状況調査 北栄町の概要について (P45～)

別添-2の通り

4 傾向と対策

(1) 小学校6年生

①国語

・問題A、Bの平均正答率と学習指導要領の各領域の平均正答率ともに、全国と県の平均正答率を上回っている。問題Aでは、評価の観点で特によかったのは、「国語への関心・意欲・態度」であり、問題形式で特によかったのは「記述式」であった。きめ細かな指導を心がけて取り組んだ成果として、意欲や書く力の向上につながったとみることができる。

・質問紙調査で「読書は好きですか」について肯定的回答は全国より4.4ポイント高かった。「本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館にどれくらい行きますか(教科書や参考書、漫画や雑誌除く)」で「週に1回以上行く」という回答は、全国より25.1ポイント高かった。図書の整備や図書館教育の取り組みの成果としてみることができる。

・B問題の正答率がA問題に比べて低い傾向がある。活用する力をさらに伸ばすために、基礎的・基本的な知識・技能を活用する場面を授業の中に取り入れていくことが大切である。

②算数

・問題A、Bの平均正答率が全国と県の平均正答率を上回っている。学習指導要領の各領域の平均正答率は、全国の平均正答率を上回っている。国語と同様に、きめ細かな指導を心がけて取り組んだ成果とみることができる。基本事項の習得を繰り返し行うと同時に、活用する力も伸ばしていきたい。

・質問紙調査で「算数の授業の内容はよく分かりますか」に肯定的な回答は、全国比で6.4ポイント高い。授業改善に取り組んできた成果と見ることができる。「数学の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか」に肯定的な回答は、全国比で6.5ポイント低い。学んだことをさらに活用する場面を設定し、算数の楽しさやよさに気づく経験をさせたい。

③生活

・質問紙調査で「朝食を食べていますか」に肯定的な回答は98.7%で、全国比で2.4ポイント高い。就寝・起床時刻に関する質問への回答を含めて、規則的な生活ができている傾向がある。ただし、質問紙調査で「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか(テレビゲーム除く)」に「2時間以上」と回答した児童は68.5%で全国比+6.0ポイントである。時間の使い方について考え、よい良い生活をしていこうとする意識を高めたい。

・質問紙調査で「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」に肯定的な回答は73.8%で、全国比で14.9ポイント高い。意欲をもって計画的に取り組む児童の傾向がうかがわれる。

全体的指導は?

意味は? 算数の授業は?

取り入れていく(ここにはいるの?) (算数的計画は?)

算数的計画は?

算数で学ぶことにしているか。(計画的?)

✓学んでいるか。(算数的計画は?)

- ・質問紙調査で「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に肯定的な回答は87.2%で、全国比で+23.3ポイントとかなり高い。地域の取り組みのよさをよく現している。 ただし「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という問いの肯定的回答は、全国比を下回っている。地域や社会の一員であるという意識を持っていろいろな体験をすることを通して、意識の向上や行動する力につなげていきたい。 そのためには、自己有用感を高めることもしていききたい。

地域や社会で起こっているか
(主体的な活動は?)

(2) 中学校3年生

①国語

- ・平均正答率は、問題A・Bともに全国をやや下回っている。問題Aにおいて、学習指導要領の「話すこと・聞くこと」領域、評価の観点の「話す力・聞く能力」が低い傾向がある。目的に応じて資料を読んで自分の考えを話したり、意見などを発表するときは話の組み立てを工夫したり、文章を読むときは、段落や話のまとまりごとの内容を理解しながら読んだりするなどの重要なことがらが身につくような授業を構成していきたい。発問や問いかけを工夫しているか、(主体的な活動は?)
- ・質問紙調査で「国語の授業で自分の考えを書くとき、考えの理由が分かるように気を付けて書いていますか」の肯定的回答が全国より9.1ポイント高く。発表するときは、始めに自分の考えを述べ、次にその理由を言うと指導の成果と見ることができる。
- ・質問紙調査で「読書は好きですか」について肯定的回答は全国より8.5ポイント高かった。「本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館にどれくらい行きますか(教科書や参考書、漫画や雑誌除く)」で「週に1回以上行く」という回答は、全国より16.8ポイント高かった。小学校6年生と同様に、図書整備や図書館教育の取り組みの成果としてみることができる。

②数学

- ・平均正答率は、問題A・Bともに全国をやや下回っている。基本事項の習得を繰り返したり、学んだことを活用する場面を設定したりすることが必要である。同時に、正答率の低い問題を分析し、弱点克服を図りたい。 その例としては、分数の計算、確率、ヒストグラム、文字式の活用、平行四辺形になるための条件があげられる。 発問や問いかけを工夫しているか?
- ・質問紙調査で「今回の数学の問題について、解答を言葉や式を使って説明する問題がありました。最後まで解答を書こうと努力しましたか」「数学の授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考えますか」の肯定的回答は全国と比べてそれぞれ+7.8ポイント、+7.2ポイントである。問題に粘り強く取り組んだり、よ

答は
く現
か
う問
識を
てい

りよい方法を考えたりする生徒の意欲の高さや熱心さがうかがわれる。

- ・質問紙調査で「数学の勉強は好きですか」「数学の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか」の肯定的回答は、全国と比べてそれぞれ-4.4ポイント、-1.9ポイントである。小学校6年生と同様に、学んだことをさらに活用する場面を設定し、数学の楽しさやよさに気づく経験をさせたい。

前述と同じ。

③生活

- ・質問紙調査で「朝食を食べていますか」に肯定的な回答は97.7%で、全国比で3.9ポイント高い。小学校6年生も同様のよい傾向である。
- ・質問紙調査で「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか(テレビゲーム除く)」に「2時間以上」と回答した生徒は70.3%で全国比+14.8ポイントである。ノーメディアデーなどの取り組みを充実させ、よい良い生活をしていこうとする意識を高め、行動につなげたい。 *又体質改善*
- ・質問紙調査で「家で、学校の宿題をしていますか」に肯定的な回答は92.3%で、全国比で5.5ポイント高い。「家で、学校の授業の予習をしていますか」「家で、学校の授業の復習をしていますか」の肯定的回答は全国と比べてそれぞれ-3.7ポイント、-2.7ポイントである。宿題を中心とした家庭学習であることがうかがえる。思考力・表現力・判断力につながるように自ら進んで考える活動を家庭学習に取り入れていく指導⑥必要である。
- ・質問紙調査で「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に肯定的な回答は67.9%で、全国比で+26.3ポイント高い。児童の87.2%に比べると低くなるが、高い数値といえる。中学生になり参加が減る傾向はあるが、地域の行事によく参加しているといえる。

④その他

- ・質問紙調査で「普段の授業では、本やインターネットを使って、グループで調べる活動をよく行っていると思いますか」「普段の授業では、自分の考えを発表する機会が与えられていると思いますか」「普段の授業では、生徒の間で話し合う活動をよく行っていると思いますか」の肯定的回答は全国と比べてそれぞれ+9.1ポイント、+5.8ポイント、+21.5ポイントである。生徒が主体的に学ぶことを目指して授業改善に取り組んだ成果が、表れているとみる *↓何/えん?*

学
が低
発表
りご
受業
こ気
ると
がで
ト高
こと
く
り整

乗り
同
数の
ざら

問題
を解
べて
よ

一般質問答弁書

平成25年9月12日

質問事項番号	2-2番	質問議員名	石丸美嗣(13番)
質問事項 (質問要旨)	スポーツ功労者の表彰について ・表彰規定の見直しはしたか ・表彰し讀えることは意欲の向上、スポーツの振興につながる		
答弁者	教育委員長	担当課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

石丸議員のご質問にお答えします。

表彰規定の見直し・検討につきましては、議員からご質問のありました特に「スポーツ奨励賞」について、より専門的な見地から「北栄町スポーツ推進審議会」委員のみなさまのご意見をお聞きしながら、検討していくことを申し上げました。

教育委員会が検討し決定する。という考えか？

この会を10月10日に開催する予定にしており、開催後「北栄町スポーツ表彰に関する要綱」の内容について方向性を決めていく運びとしております。その後のスケジュールとしましては、審議会でのご意見を基に町長部局とも協議し、見直し案等を作成してまいりたいと考えます。案ができましたら、教育委員会に諮り、議案審議を行う予定としています。この手続きを11月末までに完了し、12月の募集開始時には、検討後の要綱に基づいて募集を開始することとしています。

審議会の作るのか？

以上でございます。

平成25年第9回教育委員会定例会

●河本代理 確認事項関係

・運動部活動外部指導者研修会(県主催)参加状況

学校名	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	種目	指導者	研修会	種目	指導者	研修会	種目	指導者	研修会
北条中学校	バドミントン	杉上	●	バドミントン	杉上	●	バドミントン	杉上	
	卓球	吉岡	●	卓球	吉岡	●	卓球	吉岡	
	バレーボール	中田	●	/	/	/	バレーボール	神宮	
	/	/	/	野球	田熊	×	/	/	/
	/	/	/	ソフトボール	中村	●	ソフトボール	中村	
大栄中学校	柔道	徳山	●	柔道	徳山	×	柔道	徳山	
	バレーボール	高本	×	/	/	/	/	/	/
	剣道	林	×	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	バレーボール	戸崎	●	バレーボール	戸崎(辞退)	
	/	/	/	野球	河本	●	/	/	/
	/	/	/	卓球	平信	●	卓球	平信	

・平成25年度、部活動外部指導者の体罰事案が発生したため、鳥取県教育委員会から平成25年7月19日付第201300069214号により、「運動部外部指導者に対する校内研修会の実施について」依頼があった。⇒通知の趣旨を学校から部活動外部指導者に伝える。

・例年、県教育委員会主催研修会が年3回開催され、町教委は学校を通じていずれか1回研修会へ参加することを依頼している。

平成25年度食育指導について

給食を提供している、すべての学校に栄養士が出向き、食育に関する指導を実施しています。同時にアレルギー対応食の児童、生徒の様子も確認し、さらなる交流を深めています。

1学期は北条小学校の全クラスで、給食時間を利用して学年に応じた内容で指導を行っています。

また、大栄小学校（6/11、60人）・北条小学校（9/11、60人）の保護者の試食会では、保護者にも給食センターの様子や食育についての話をしています。

こども園は、夏休み中に実施希望でしたが、給食センターの研修がこの時期に集中したため、（東伯郡の研修主催町に、あたっていたことも影響あり）対応できなかったため、今度調整します。

2学期は、現在、大栄小学校で実施中、来月には北条小学校、さらに文化祭が終了したら、北条中学校、大栄中学校も実施予定です。

《業者委託後に考えている具体的食育活動》

- ・年度の始めにアンケートなどで実態を把握してから、そのクラスで指導し、年度の終わりには、子どもたちの実態の変化などを把握したい。
 - ・中学校では行事ごとの対応、例えば総体などスポーツの大会前にぜひ食べておきたい物、入試前やテスト前に気を付けたい食事など実生活に結びついて、役立つ食育を実施する。
 - ・女性会など地産地消に貢献していただいている農家の様子などをみて、生産者と児童・生徒をより身近に感じさせる食育などを実施する。
 - ・学校訪問指導の回数を増やし「食べる」ことが体力、学力、感謝の心などすべてに通じ、この当たり前の積み重ねが将来の生活習慣病やがん予防につながることを学んでもらう。
 - ・食育の基本は家庭にあり、保護者向けの食育講演など充実して行く。
- ※今年度より、健康推進課・教育総務課・産業振興課連携で食育連絡会を立ち上げ総合的に取り組む事となっています。

時間	学校栄養職員の職務	
8:25	朝礼	
8:30	物資の検収、移しかえ	下処理に時間がかかれば手伝いに入る。 調理の補助に入ることもある。
	連絡ノート、アレルギー確認ノート準備	
	・放送原稿作成 ・給食日誌作成	
9:30	温度・湿度チェック(下処理室・検収室・調理室)	
10:00	主食の受取	合間に一般事務 ・献立作成(通常献立、アレルギー対応献立) ・発注書作成 ・献立表、給食だより作成 ・地産地消検討会資料作成 ・献立委員会資料作成 ・アレルギー確認会資料作成
	物資の検収、移しかえ	
10:30	仕上げ(味、量、衛生管理)	
	検食準備	
	配送時間、工程のチェック	
11:45	北条小配送	
	牛乳の受取	
12:00	運転手、栄養士給食準備	
	学校訪問	
	(小学校:12時15分頃～ 中学校:12時45分頃～)	
14:00	北条小回収	
	ホワイトボード記入(数量、配缶量、欠食、変更、除去食、注意事項等)	
	温度、湿度、残留塩素濃度チェック	
15:00	業者への電話確認(翌日納品物資について)	
	物資の検収、移しかえ	
	納品書整理	
17:00	反省会、ミーティング …?(業者だけで行うのか、栄養職員も入るのか)	時間外 ・食に関する指導について、学校との打ち合わせ ・指導案作成
	(当日の反省、翌日の献立の説明、打ち合わせ等)	
17:15	日常点検表記入	

民間委託後の学校栄養職員の職務

※色のついている部分は業者が行う。それ以外を行う。

調理場内に入るのが、仕上げのときのみになるので、それ以外の時間を一般事務にまわすことができる。

調理場内に入る時間が大幅に減るため、その分一般事務をする時間が増え、献立作成等に時間を今以上費やすことができる。よって、アレルギー対応など、きめ細かい対応ができる。

学校にどんどん出かけて子どもたちの様子を見ることで、実際の配食の量や苦手な献立や好きな献立を知ることができる。また、日々の残菜を分析することで、子どもたちの嗜好を知り、そのデータをもとに献立作成を行うことができる。実態に見合った献立作成をすることができる。

事前に調理の指示をしておくことで、現場を業者の責任者にまかせることができる。そのため、午前中の授業にも出やすくなるため、学校での指導時間を増やすことができる。

また、学校での食に関する指導を行うための準備をすることができる。例えば、各学校の年間計画を立て、計画的に指導を行うことができる。現在は、指導案作成、教材作成を時間外に行っているが、業務時間内に行うことができる。しっかり準備をすることで、学校との打ち合わせもスムーズにできる。

スポーツ表彰に関する要綱(教育委員会訓令)について

検討事項 スポーツ奨励賞における対象範囲の見直し
 現在、県大会優勝の中学生以下の選手及び団体となっている
 (配慮すること) ・大会の基準、表彰に対する基本方針、表彰主体、候補者選出方法、他市町の状況など

検討の流れ
 教育委員会意見聴取 ⇒ スポーツ推進審議会意見聴取 ⇒ 町長協議 ⇒ 最終案確定 ⇒ 教育委員会議案提出 ⇒ 要綱改正

スケジュール
 平成25年度

	9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
【表彰】							町報原稿作成	募集開始			選考委員会	表彰式		
							※通常周知に加え、対象変更の周知も行う				※決定以降に申出があった場合、年度末までであれば追加表彰可			
【検討】														
要綱							案作成	改正						
スポーツ推進審議会							意見聴取(10/10予定)							
教育委員会														
町長協議														

※前期は、事業及び通常業務による多忙のため、見直し検討は9月末以降で実施